

第百九十四回国会 参議院農林水産委員会會議録第六号

平成二十八年五月十日(火曜日)

午後一時開会

委員の異動

四月六日

辞任

柘植 芳文君

中泉 松司君

野田 国義君

新妻 秀規君

補欠選任

熊谷 大君

末松 信介君

徳永 エリ君

山口那津男君

四月七日

辞任

末松 信介君

四月十三日

辞任

高橋 克法君

舞立 昇治君

平木 大作君

補欠選任

片山さつき君

山東 昭子君

若松 謙維君

四月十四日

辞任

片山さつき君

山東 昭子君

中泉 松司君

若松 謙維君

補欠選任

高橋 克法君

舞立 昇治君

松村 祥史君

平木 大作君

四月十五日

辞任

松村 祥史君

四月十八日

辞任

高橋 克法君

中泉 松司君

平木 大作君

補欠選任

宇都 隆史君

中原 八一君

石川 博崇君

四月十九日

辞任

宇都 隆史君

補欠選任

高橋 克法君

四月二十日

辞任

中原 八一君

四月二十一日

辞任

柳田 稔君

中泉 松司君

舞立 昇治君

西村まさみ君

四月二十二日

辞任

林 芳正君

三木 亨君

四月二十五日

辞任

高橋 克法君

四月二十六日

辞任

中泉 松司君

四月二十七日

辞任

武見 敬三君

舞立 昇治君

柳田 稔君

四月二十八日

辞任

中泉 松司君

藤井 基之君

西村まさみ君

五月二日

辞任

赤石 清美君

五月九日

辞任

中泉 松司君

中泉 松司君

補欠選任

西村まさみ君

補欠選任

林 芳正君

三木 亨君

柳田 稔君

平木 大作君

補欠選任

中泉 松司君

舞立 昇治君

補欠選任

武見 敬三君

高橋 克法君

補欠選任

中泉 松司君

藤井 基之君

西村まさみ君

補欠選任

赤石 清美君

舞立 昇治君

柳田 稔君

補欠選任

中泉 松司君

五月十日

辞任

高橋 克法君

柳田 稔君

岩城 光英君

熊谷 大君

山崎 力君

徳永 エリ君

前川 清成君

岩城 光英君

前川 清成君

高橋 克法君

井原 巧君

柘植 芳文君

浜野 喜史君

柳田 稔君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

若林 健太君

山田 修路君

山田 俊男君

小川 勝也君

紙 智子君

井原 巧君

高橋 克法君

柘植 芳文君

中泉 松司君

野村 哲郎君

長谷川 岳君

馬場 成志君

舞立 昇治君

郡司 彰君

田中 直紀君

浜野 喜史君

柳田 稔君

平木 大作君

山口那津男君

森山 裕君

副大臣

農林水産大臣

農林水産副大臣

大臣政務官

農林水産大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

厚生労働省医

薬・生活衛生局

生活衛生・食品

安全部長

農林水産大臣官

房総括審議官

農林水産省食料

産業局長

農林水産省生産

局長

農林水産省生産

局畜産部長

農林水産省農村

振興局長

農林水産省政策

統括官

林野庁長官

水産庁長官

国土交通大臣官

房審議官

国土交通大臣官

房技術参事官

国土交通省水管

理・国土保全局

砂防部長

環境大臣官房審

議官

環境大臣官房廃

棄物・リサイク

ル対策部長

齋藤 健君

佐藤 英道君

大川 昭隆君

福田 祐典君

佐藤 速水君

櫻庭 英悦君

今城 健晴君

大野 高志君

末松 広行君

柄澤 彰君

今井 敏君

佐藤 一雄君

石田 優君

津田 修一君

西山 幸治君

早水 輝好君

鎌形 浩史君

○農林水産に関する調査

(平成二十八年熊本地震に係る農林水産業復興・復興支援に関する件)

(指定生乳生産者団体制度の在り方に関する件)

(農村振興に関する件)

(CLT(直交集成板)の普及に関する件)

○森林法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(若林健太君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

議事に先立ち、一言申し上げます。

この度発生した熊本県熊本地方を震源とする地震により亡くなられた方々に対して御冥福をお祈りし、謹んで黙禱をささげたいと存じます。

どうぞ皆さん、御起立をお願いいたします。それでは、黙禱。

〔総員起立、黙禱〕

○委員長(若林健太君) 黙禱を終わります。御着席ください。

○委員長(若林健太君) 委員の異動について御報告いたします。

本日までに、新妻秀規君、野田国義君及び山崎力君が委員を辞任され、その補欠として山口那津男君、浜野喜史君及び井原巧君が選任されました。

○委員長(若林健太君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

農林水産に関する調査のため、本日の委員会に、理事會協議のとおり、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長福田祐典君外十三名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(若林健太君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(若林健太君) 農林水産に関する調査を

議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○馬場成志君 自由民主党の馬場成志でございます。

本日は質問の機会をいただきましたことにまずもって御礼を申し上げます。また、ささげたいと存じます。私は熊本の選挙区でございます。ただいまは、皆様方に冒頭に黙禱をささげていただきましたことを私の方からも御礼を申し上げます。ささげたいというふうに思います。

大変な災害でございました。多くの犠牲を出してこれまで三週間以上がたっておりますけれども、今も余震は続いております。そして、今日は大雨の警報が出ております。もう本当にいろんな全てのことが今恐怖に感じているというのが熊本県民の心境だというふうに思っています。ささげたいと思います。

その上で、政府におかれましては大変いろんな意味で力を尽くしていただいております。森山大臣始め農林水産省におきましては、初動における食料支援、現地調査の支援、震災直後から農産物産業界局長を始め多くの職員の方々に、農産物、林業、水産分野の現地調査をいただき、復興に向けた技術的助言をいただくなど全面的に支援をしていただいております。

とりわけ森山大臣におかれましては、五月二日、六日と日を空けずに熊本にお越しただいて現地の被災状況をつぶさに御覧いただき、被災農林漁業者の悲痛な気持ちを十分にお読み取りいただいて大きな励ましをいただきました。また、今後も現地入りを検討いただいております。この場で、本当に有り難い限りでございます。この場をお借りしまして御礼を申し上げます。ささげたいと思います。

そして、ここにいらっしゃる先生方に本当に、熊本に入ってください。あるいはそうでなくても力をいただいておりますことに重ねて感謝を申し上げます。ささげさせていただきます。

今日の質問は一般調査ということで、大変私に

とつては有り難い中で、全ての農林水産分野の対策に、この災害に対しての対策についてお尋ねをさせていただきます。と存じます。

今回の地震による被害は、今農林水産に関しては一十億を超えたと言われておりますけれども、まだまだこれからどれだけ広がっていくか分からないという状況であります。

手元に参考資料として写真を置かせていただきましたけれども、テレビ等の映像によっても御覧になっておるといふふうに思います。家屋の倒壊、同様に、ハウス、農舎、畜舎、全半壊、作物も駄目になり家畜も死亡すると。農業用機械の損傷、農地の地割れ、また大きな変形、土地改良したパイプラインも壊れ、目前にした田植も断念せざるを得ないところが出てきております。

また、それ以前に、麦の刈取りに機械を入れることも大変危険だということなので、これからどうやっていくかというように悩んでおるところであります。

また、選果場やカントリーエレベーター、卸売市場など、共同利用施設の損壊やゆがみは当然利用をストップせざるを得ず、出荷できるはずの作物の廃棄、断水による作物の枯れまた停電によっても牛乳工場のストップ、またガスの停止によることもありますが、そういったことが続いております。

山も至る所で崩壊し、道路を塞ぎ、鉄道を止め、電線や橋も落とし、生活を止めてしまっております。山林の亀裂などはまだ把握できていない状況であります。土砂は流れて海に届き、漁業にも影響を与えているというところであります。

あらゆるものが日常とは懸け離れ、生産を楽しみに厳しい毎日乗り越えていこうと頑張っている農家、漁家、林家に計り知れないショックを与えております。

そういった中で質問に入らせていただくわけですが、今も申し上げましたように、現在取りまとめの農林水産物の被害は一十億を超えており、またこれからというようにあります。

畜舎や農舎などの農業関係施設も同様に全壊、半壊の被害が発生しております。施設内の農業用機械、設備も被災しており、営農に必要な部分に被害が発生し、再建に要する費用が経営を大きく圧迫するため、再開に向けて心が折れてしまうことを大変心配しております。

このため、現行制度の被災農業者向け事業の補助率のかさ上げや対象範囲の拡大が必要と考えます。これは、営農再開時期によつては本年産の作付けに間に合わず、収入が皆無となる農家や、再開しても収穫までの期間や家畜の育成期間などから元の水準に戻るまで数年を要するなど、農業の特殊性から被災施設の撤去費用なども助成の対象にするなど柔軟な対応が必要と考えます。

現在、熊本県では、経営体育成支援事業を所管している農林水産省経営局に災害対策としての補助率のかさ上げや運用拡大について頻繁に打合せを行い、真摯に対応していただいていると聞いております。今回の熊本地震は政府として激甚災害と指定していただいております。被災農家の経営再建意欲を喚起するためにも自己負担が極力軽減されるよう、経営体育成支援事業補助率の二分の一への引上げ、上限事業費の撤廃、また撤去費の補助対象等、事業の対象範囲の拡大などにも配慮すべきであると考えます。昨日発表いただいた中でも項目立てをして支援するとされておりますが、森山大臣に答弁をいただきたいと思っております。

また、農業機械の取得、修繕や農機具倉庫、畜舎等の再建に加えて、倒壊した畜舎から避難している家畜の飼養管理の掛かり増し経費などきめ細やかに支援すべきだと思っておりますが、このことについては参考人の方から答弁をいただきたいと思っております。

○国務大臣(森山裕君) 熊本地震は地域の農林水産業に甚大な被害をもたらしております。五月九日現在で農林水産関係被害は千八百六十億円となっておりますが、私も上空からも見させていただきましてけれども、まだまだ被害額は大きくなるのではないかと考えているところでございます。

今委員御指摘の畜舎や農業用ハウスなどの施設につきまして甚大な被害が生じておりまして、五月九日現在、百三十三億円の被害額となっております。このため、被災農業者の方々が一日も早く経営再建に取り組めるよう、被災農業者向け経営体育成事業を發動し、畜舎、農業用ハウス、農業用機械等の再建、修繕に要する経費を助成することとしております。

さらに、委員の御指摘の補助率の引上げや撤去費の補助対象化などにつきましては、熊本県のほか農業者や農業団体からも強い御要望をいただいているところであり、この被害農業者向けの経営体育成支援事業の充実について政府内でも検討を急いでいるところであり、いずれにいたしましても、被災農業者の経営再建に万全を期してまいりたいと考えております。

なお、委員御指摘の上限事業費につきましては、経営体育成支援事業は事業費の上限を定めていないことから、被災をいたしました施設等の原形復旧に対して支援が可能となっておりますので、適切な対応をまいりたいと考えております。

○政府参考人(今城健晴君) 今回の熊本地震に伴います畜舎の損壊等により、牛を近隣の畜産農家などに緊急的に避難されている方々がおられるというのを承知しております。熊本県を通じて支援の要望を承っております。このため、緊急的な牛の避難に伴います輸送経費ですとか、あるいは管理を委託しているというようなことに要する経費につきまして、ALIC、農畜産業振興機構事業により支援するというのを昨日公表させていただいたところでございます。

今後とも、よく地元のお声をお聞きしながら、迅速かつ的確な復旧に向け取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○馬場成志君 ありがとうございます。

大変背中を押していただけたというふうに思いますが、本当にいろいろなことをやっていく中で、まだまだ本場に地方自治体の中でも応援して、バックアップしていただかなきゃいかぬことがたくさんあります。

くさんありますけれども、地方自治体に力がやっばり今財政的に本場になくなってきています。ですから、一つでも本場に政府に頼りたいという気持ちがあると思います。

そういった中でありますけれども、今経営体育成支援事業につきましては是非とも二分の一にかさ上げしていただきたいというふうに思いますし、また加えて、厚かましいお願いでありますけれども、これまでの災害、もう大災害のときにははしていただいております、地方についても四割かさ上げしていただくことを法律の中で国の方から義務付けをしていただけたらいいというふうに思っております。もちろんその中身については申し上げぬでも分かると思いますけれども、そういうことでもしていただけたら、本場に勢いを増して衰退が加速していくというようなことになつていきやせぬかというような心配をいたしておるところであります。どうか本場よろしくお願い申し上げます。

続きまして、被災農家への復旧支援について続いてお尋ねしますが、畜舎や農舎、園芸用ハウス、農業機械、農業用施設に多くの被害が出ている状況であります。とりわけ畜産では、写真にもありますように、畜舎が倒壊しただけでなく、倒壊により家畜が死亡してしまった畜産農家も多く、経営上の大打撃を被っております。それだけでなく、自宅が崩壊、半壊してしまった畜産農家もあれば、車中生活をしながら瓦れきの後片付けや残った牛の世話をしている状態でもあります。

一方で、熊本県の家畜市場では四月二十六日から地震後中止になっていた牛の競りを再開、徐々に熊本県の畜産業が動き出しております。くよくよしていられないと、逆にこちらが勇気付けられるようなことをおっしゃる方もいらっしゃると思います。そういった方々を、今後、経営継続のために、資金繰りに困らないように、運転資金等の経営上の負担を最小化するため、資金限度額の引上げや経営安定対策事業の拡充、要件緩和が必要と考えます。これも昨日決定された中にあるかと思えます。

すが、また、それ以外もあれば齋藤副大臣の方からお答えいただきたいというふうに思います。

また、マル緊についても昨日発表されていますので、内容について参考人からお願いを申し上げます。

○副大臣(齋藤健君) 畜産農家に限らず、今回被災された農業者の皆さんの経営の継続、再建を図るためには、直ちに資金繰りが大変な問題になってまいります。運転資金や施設資金に関する特例措置を昨日決定をし、公表させていただきました。具体的には、資金繰りを付けるための運転資金、これにつきましては日本政策金融公庫のセーフティネット資金につきまして、馬場委員御指摘のように、貸付限度額をこれまでの年間経営費の三か月分又は六百万円という限度額であったものを年間経営費一年分又は千二百万円に引き上げる、それから貸付当初五年間無利子化ということにさせていただきます。実質無担保、無保証人になるように措置をさせていただきます。

また、施設の資金の方につきましては、政策金融公庫のスーパーL資金等の災害関連資金を貸付当初五年間無利子化をすること、そして実質無担保、無保証人になるように措置をさせていただきます。同時に、農林漁業施設資金の貸付限度額も、負担額の八〇％又は一施設三百万円という現状を負担額の一〇〇％又は一施設千二百万円に引き上げることとさせていただきます。

なお、融資枠につきましては、日本政策金融公庫は、今年度、農林漁業者向け融資枠として四千二百億円を確保しております。この融資枠の中で調整をすることによりまして融資ニーズに対応することは可能であると考えているところでございます。

○政府参考人(今城健晴君) 御指摘ございましたマル緊等の負担のことでございます。

県内で被災された畜産農家に対しては、生肉用子牛生産者補給金制度につきましては、生

産者負担金の納付期限、これを三か月延長しまして九月齢未満までというふうにさせていただきます。また、飼養開始月齢の要件緩和も三か月延長しまして五か月齢未満ということにさせていただきます。

また、牛マル緊につきましては、生産者積立金、この部分の納付の免除、個体登録月齢の要件緩和、これも三月齢延長しまして十七か月齢未満、肥育牛の最短期間月齢の要件緩和、これも五か月手前にしまして十二か月齢以上というふうにさせていただきます。また、県を越えて移動しました牛の交付対象、これも交付の対象とするということになります。

また、豚マル緊につきましては生産者積立金の納付免除、これらの措置を講ずることとしたところでございます。

○馬場成志君 ありがとうございます。

続いて質問申し上げます。

カントリーエレベーター、集出荷施設、水産物荷さばき施設等が被災しており、早期の激甚災害指定により災害復旧事業の補助率が引き上げられ、政府の迅速な対応に感謝しております。

熊本県内では、昭和五十年代後半から六十年代前半に整備されたカントリーエレベーター等が多く存在しており、震度七の大きな揺れに対して、老朽化している施設は被害が甚大な状況にあります。現行補助制度では残存価格以内での助成となる仕組みとなっており、再取得価格に対して実質的な補助率が古い施設ほど低くなるため、経費負担が困難な状況にあります。これにつきまして手厚い助成をいただきたいというふうに思いますが、齋藤副大臣にお尋ねを申し上げます。

また、県内の台所として農林水産物の流通拠点である卸売市場も大きな被害を受けております。このため、地域農水産業にとつて必要不可欠な施設存続のために、現行補助制度を補完する新たな使いやすしい補助事業の創設が必要と考えます。これにつきましては、森山大臣に田崎の卸売市場を見ていただいたと思いますが、これについて森山

大臣に御答弁いただきたいと思ひます。

○副大臣(齋藤健君) 今回の熊本地震におきましては、カントリーエレベーターにおいても地盤沈下ですとか配管の損傷、破損等の被害が発生をしております。

馬場委員御指摘のとおり、熊本県内では老朽化したカントリーエレベーターが多いと承知しておりますが、このような施設においても麦や米の受入れに十分対応できますように、災害復旧事業による、施設の経過年数に応じた復旧事業費にとどまらず、機能強化を含めた施設の復旧のための支援を早急に検討してまいりたいと考えております。

○国務大臣(森山裕君) 先日、私も田崎の市場を訪問をさせていただき、競り場や管理棟の損壊を目の当たりにするとともに、卸売業者等関係者の皆さんから直接お話を伺うことができました。

田崎市場は、非常に特別な市場でございます。まず、民設民営の地方卸売市場であるということとあります。ところが、取扱量は非常に大きい取扱量でございます。水産物につきましては、取扱金額では大体九割ぐらいをここで賄っておられます。青果物についても六割を賄っておられます。全国の市場規模からいしても恐らく十四、五番目に大きな市場ではないかなというふうに考えているところでございます。このような市場でございますので、地域の生鮮食料品流通において重要な役割を担っていると認識をしております。

このため、田崎市場の速やかな復旧に向けて必要な対策を早急に検討させていただきまして、実施に移してまいりたいと考えております。

○馬場成志君 先日、大臣に本当に力強いお言葉をいただいた期待をさせていたいております。また、齋藤副大臣の答弁の部分につきましても手厚い助成をよろしくお願い申し上げたいと思ひます。

先ほども申し上げましたけれども、本当にやらかなくちゃいかぬことがあり過ぎて、そこにだけ

持つていくことができれば県や市町村でも補助できることはたくさんあります。しかし、それにとどまらず、もう広範囲、あらゆることにやっていかなきゃいかぬということで、本当にお願ひばかりであります。お許しをいただきたいと思ひます。

また、土地改良につきましましてお尋ねを申し上げますが、今回の地震では、農業用ため池や送水管、用水路等広範囲に被害が発生しており、事前に迫った田植時期までに復旧する見通しが立たず、やむを得ず水稲作付けを断念し、他作物への転換を迫られております。特に阿蘇地方では既に、育苗期に被災したため、準備した苗が一部田植できない状況にあります。また、他品目への転換については、新たに種を手配する必要がありますが、作付け準備段階のこの時期での県内での確保が困難で、他県から入手する必要があります。

現在、国で水稲に代わる作物として大豆の種子の確保に尽力をいただいておりますが、新たな作物の作付けには通常の営農活動に比べて掛かり増し経費などが発生することから、これらの経費への助成を考えられないか、参考人にお尋ねいたします。

○政府参考人(柄澤彰君) お答えいたします。

熊本県ではこれから田植の時期を迎えるわけでございますが、地域によっては水の確保ができなかったり田んぼに水を張ることができなくて水稲の作付けが困難となる地域があるというふうに聞いているところでございます。このような地域におきましては、大豆、ソバなどほかの品目への転換を図っていただくことで所得を確保していくことが重要だというふうに認識しております。

このため、先般、五日付けで、熊本県、JA熊本中央会、九州農政局の三者で水田営農再開連絡会議を設置したところであります。今後、この会議を通じて地域農業再生協議会ごとに営農対策会議を開催し、水田や農業機械などの被害状況の確認、農業者の作付け転換の意向確認や生産を受託可能な農業者の把握などを進めていくことと

しております。その際、委員御指摘のように、大豆などへの作付け転換が進みますように、農業機械の確保ですとか円滑な農作業の実施に向けてどのような支援が行えるのか、早急に検討しているところでございます。

○馬場成志君 これにつきましては作業委託でありますとか機械、マンパワーの支援なども必要になつてくるというふうに思ひますので、今後、補正予算等を活用していただきながら実行していただきたいというふうにお願ひを申し上げます。

次の質問でございますが、今回の地震では、施設野菜では冬春野菜の出荷ピークを迎える直前で被災したこと、稼働中の野菜選果施設にも甚大な被害が発生したことが大きく関わっております。このため、応急復旧できるまでの間、生産農家やJAグループ職員が総出で手選別を夜遅くまで実施するなど緊急対応をさせていただいておりますが、どうしても処理できない数量分を出荷制限したことによって、やむを得ず自主廃棄した農家が多数生じております。また、被災していないJAの施設に選果を委託する緊急対応も実施しておりますが、通常は生じない輸送経費が発生し、被災した農家にその経費が重くのしかかっております。

また、酪農関係では、二回目の震度七の発災後、県内の乳業工場の操業が停止し、生乳の受入れができなくなり、また道路が寸断されてしまったことにより一時的に酪農家への集乳に行くことができなくなりました。一方で、集乳されなかった生乳を酪農家が自らの農地などに廃棄せざるを得なくなっており、その廃棄乳は六百トンを超えると思ひます。

酪農家にとってこんなに悲しいことはありません。しかしながら、自然災害により発生したやむを得ない生乳の自主廃棄に対しては、その損害を補填する制度がありません。被災による損失に加えて、生乳代の減少による経営の打撃は甚大であります。このような生産者の思いに寄り添うためにも、増加した経費負担を軽減できるような、ま

た、やむを得ず自主廃棄した農畜産物の損失補填や横持ち経費に対する支援策が必要と考えますが、この点については齋藤副大臣にお尋ねします。

○副大臣(齋藤健君) 今、馬場委員御指摘のように、野菜については品質の低下した一部の野菜の廃棄というものが発生をしております。生乳につきましても、集乳ができずに生乳の廃棄が発生をしているということで、被災された農家の御負担になつていく状況をよく認識をいたしております。

当省といたしましては、こうした現場の課題を真摯に受け止め、何ができるかというぎりぎりの検討をまいりました。ただ、残念ながら、出荷できなかった野菜や生乳に対する直接的な御支援というものはなかなか難しいということとございましたが、昨日公表させていただきましたとおり、なるべくこれに近い形で措置ができないかというところで、経営再建に向けた支援策といたしまして、まず野菜につきましては、他の集出荷施設等への輸送費、委員おっしゃった横持ちですが、その輸送費や手作業による選果等に掛かった労賃、これについて助成できないかと、それから生乳につきましては、搾乳できなかったこと等により発生します乳房炎の治療、予防対策に要する費用、これを助成できないかということで、これを公表させていただいたところでございます。

このほか、大変有り難い話であります。生乳廃棄の損失補填については、酪農団体を通じて自主的な取組として、全国の酪農家同士の相互扶助によりまして支援を行おうという取組が行われているということを大変心強く思っているところでございます。

被災された農家の方々が一日も早く経営に集中して取り組めるように、引き続き必要な追加対策については検討していつて万全な対策を講じてまいりたいと考えております。

○馬場成志君 ありがとうございます。本当に感謝を申し上げます。また、団体の方でもいろいろその手の届かな

い部分についてカバーしていただくようなこと、今動きが始まっているということであり、また、そういったものも活用しながらしっかりと前に歩いていきたいというふうに思っておりますので、どうか今後ともよろしくお願いを申し上げます。

また、次の六番目の質問に入らせていただきます。

今回の地震では農地にも大変な被害があつておられるのも御覧になっていただいております。そして、土地改良の現場も大臣にも見ていただけたと思いますけれども、本場にパイプラインやあるいは地割れ、そして地形はもう大きく変化しております。阿蘇の土地改良区なんかはもう二メートルも段差ができて、しかも毎日、今測つておると、どんどんどんどんその差は広がつておるといふようなことで、もう本場にこれからどうしていいかというようにありますけれども、これを何とか再建していくためには、今の、現状に復帰するというのでは多分力は出てこないというふうに思います。

大臣にもお言葉をいただきましたけれども、やっぱり創造的復旧というように、これまで以上のもの、強く、また良くということ、これまで復旧をするようなことを考えられないかというふうに思います、このことは森山大臣に聞かせていただきたいと思います。

それともう一つ、実はこの写真にもあるかと思いますが、分りにくいですが、海岸堤防が随分傷んでおります。熊本は干拓地でありまして、実は陸地よりも海の方が高い、川の方が高いというところが随分あるわけです。ですから、これが破損すれば、もう陸地、宅地、いろんなところ、農地、全部のところに水が入ってくるというふうなことになります。

ですから、その点について、土木の方でも地方で手の足りない、力の足りない部分を今助けていただくようにしておりますけれども、これについても国の方で直轄代行していただけないかという

ことをお尋ねさせていただきます。

○国務大臣(森山裕君) 大規模被害から復旧復興に当たりましては、単に元に戻すということではなくて、地域の農業の発展につながるような復興に取り組みということが大事なことで考えております。

例えば、農業用施設の災害復旧事業においては、全面的な復旧を行う場合は最新の設計基準等を適用し、耐震性の向上を図ることが可能であります。また、災害復旧事業に現行制度を効果的に組み合わせることで、関係事業として区画整理を行うことにより、大区画化や農地集積が進み、熊本県が目指しております創造的な復興に寄与できるのではないかと考えております。

農林水産省といたしましては、今後とも熊本県の考えや要望をよく聞かせていただきまして、農業、農村の復旧復興を支援をさせていただきたいと考えております。

また、熊本県には農地海岸が十二地区ほどあるようでございますが、私も飽託海岸を視察をさせていただきましたが、まさに速やかな災害復旧工事が必要であるというふうに強く認識をしたところでございます。

本日の閣議におきまして非常災害として指定をされたことによりまして直轄代行が可能となったところでございますので、昨日知事から御要請をいただきました、直轄代行による災害復旧の事業に係る要望を伺ったところでございますが、我々としていたしまして、県の要望をしっかりと受け止めさせていただきまして、直轄代行による農地海岸の早期復旧を進める方向で県とも密接に連携、調整をまいりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○馬場成志君 ありがとうございます。本当によりしくお願ひを申し上げます。

次の質問に入りますが、今回の激甚指定によって、災害復旧に係る市町村、県の負担のみならず、地元農家の負担は大幅に軽減されるものの、土地改良区賦課金やこれまでの事業償還金に加え

て、農業経営や生活再建に係る新たな負担が発生し、二重三重の負担を背負うこととなります。よつて、災害関連事業に取り組む場合には特段の地元負担軽減の支援が必要ではないかということ、これを佐藤政務官にお尋ねしたいと思います。

また、農業用水路等を管理する土地改良区におきましては、今回の震災によって用水手当てができないために組合員からの賦課金徴収が困難になることが予想されております。このため、土地改良区に対する財政的支援措置も検討すべきではないかと思いますが、この件につきましては参考人に。

さらに、営農再開に向けて災害復旧事業で対応できない小規模な施設の応急措置や軽微な補修を農家が自発的に実施する場合、多面的機能支払事業の活用が効果的であると考えます。今後、早急に被災した農地、農業用施設を復旧するためには、更なる活動要件等の緩和と併せて、被災した農地、農業用施設の復旧に限定した定額助成、本事業に係る県、市町村の負担軽減や、農業者自ら取り組む復旧作業に対する支援が必要と考えるが、これにつきましても佐藤政務官にお願い申し上げます。

○大臣政務官(佐藤英道君) 御指摘のとおり、この度の熊本地震は激甚災害に指定をされました。農地、農業用施設の災害復旧事業及びこれと併せて行う再度災害防止のための災害復旧関連事業につきましましては、補助率のかさ上げ措置が適用されることとなります。例えば災害復旧事業の国庫補助率については、過去の実績を見ますと、農地は九五％に、農業用施設は九八％にかさ上げされており、地元負担の軽減に寄与されているものと考えます。

さらに、可能な限り田植の作付けに間に合うよう、災害査定の前に応急工事の着手が可能となる査定前着工制度の活用により早期の復旧に努めてまいりたいと考えております。

また、多面的機能支払の交付金に関わつてでございますけれども、水路や農道等の地域資源の保

全管理を支える共同活動に対しまして支援を行うものであります。

今般の熊本地震により被災した地域であつて、当初の計画に定められた活動の実施が困難な場合であつても、被災施設の応急措置や軽微な損壊箇所の補修などを共同活動で行う場合には支払の対象としております。このように活動要件の特例を設けることによりまして、例えば熊本市の秋津地域では、本交付金を活用し、地震によりクラックや段差が生じた農道に砂利敷設の応急措置を実施いたしました。これにより農地までの通行が可能となり、営農再開に向けた準備が進められております。

こうした共同活動は、県や市町村による被災地域の復旧に向けた取組の一翼を担い、その負担の軽減につながっているものと考えておりますが、農林水産省としては引き続き、このような多面的機能支払の枠組みも活用しまして、被災地域の迅速な復旧に向けた対応を図ってまいります。

○政府参考人(末松広行君) 次に、土地改良区についてでございます。

今回の熊本地震の被災地域の土地改良区では、農地や農業用水利施設が被災し、農家の方の営農が再開されるまでの間、賦課金の徴収が困難になるところもあると認識しております。このため、金融機関に対しては、土地改良区も含め、被災した農林漁業者等への適時適切な貸出し、返済猶予等既往債務の条件変更など、実情に応じた柔軟な対応を要請したところでございます。

また、今後、土地改良区の被災状況とか土地改良区の方々の要望を確認した上で、その円滑な運営が確保されるよう、どのような支援が可能であるかについて前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

○馬場成志君 ありがとうございます。その上にまた、復旧活動支援交付金なども御検討いただければ大変幸いです。

また、次の質問に入りますが、再び今回のような災害が発生することがないよう、熊本県下全

の農業用施設について一斉に耐震点検をするための支援策、あるいは、特にため池、排水機場、農地海岸等に係る耐震対策に要する予算の確保が必要ではないかというふうに思いますが、これについて参考人にお尋ねを申し上げます。

○政府参考人(末松広行君) お答えいたします。

熊本地震の発生を踏まえまして、熊本県下の防災上重要なため池、排水機場などの農業用施設について、改めて早急に耐震性に関する調査を行い、その安全性を確認するとともに、必要な耐震化工事を行うことは非常に重要であると認識しております。

現在のところ、農業用施設の耐震性に関する調査や耐震化工事に幅広く活用できる農村地域防災減災事業という予算を持っておりまして、それを実施しているところでございます。平成二十八年度、今年度におきましては対前年度比一八・一％の五百八億円と大幅に増額したところでございます。この予算の中で、農業用施設の耐震性に関する調査等のソフト対策については、地方公共団体や農家の負担に配慮して定額の助成というふうにしております。

農林水産省としては、この農村地域防災減災事業を活用して、農業用施設の耐震性に関する調査や耐震化工事の推進に向け、熊本県と密接な連携を図り、必要な支援をしてまいりたいというふうを考えております。

○馬場成志君 続きまして、山地災害についてお尋ねを申し上げます。

今回の地震では、熊本県内の十七市町村に及ぶ甚大な山地災害が発生しております。特に、阿蘇地域で多数の山腹斜面が崩落し、人的な被害も発生しています。私も現地を視察いたしましたけれども、阿蘇に向かう車中からも多くの山腹崩壊を確認しております。

国にも多くの支援をいただいておりますが、今後、災害関係事業の予算の確保、拡充、技術支援の継続など財政及び人的支援の幅広な対応が必要と考えられますが、齋藤副大臣、よろしくお願

します。

○副大臣(齋藤健君) 山崩れなどの林地被害につきましては、現段階で、熊本県で二百五十三か所、大分県十九か所のほか、長崎県、宮崎県、福岡県、佐賀県でも被害を確認しているところでございます。

これら被害の把握及び復旧に向けまして、まず、ヘリコプターによって林野庁と熊本県等とで合同調査を行わせていただきました。林野庁、熊本県及び森林総合研究所の専門家によりまして、現地調査に基づく復旧方針の検討も行わせていただいております。また、現地の治山施設等の災害復旧に向けまして、林野庁の技術職員を熊本県庁に派遣をさせていただいております。このように人的支援を含んだ技術支援を行っているところでございます。

今後は、こうした取組を継続しながら、加えて、今後の降雨による二次災害、これを防止していくことが重要でありまして、必要な予算の確保に努力をしながら、技術者の派遣の継続や増強、それから早期の事業着手が可能な災害関連緊急治山事業の実施等を行うこととしております。引き続き熊本県を始めとする関係機関と連携しながら早急な復旧に努めてまいりたいと考えております。

○馬場成志君 ありがとうございます。

何しろ、今まだ地震が続いておる状況でありまして、まだ亀裂もどんどんどんどんということとは想像したくないんですけれども、あり得るというふうに思います。全容を把握することも本場に急がれるというふうに思います。航空レーザ計測とか随分お金が掛かるそうでありますけれども、そういったものでレントゲン写真みたいに写すということですが、それをまた早急に実施していただきたいというふうに思います。

そして、最後の質問に入りますが、もう質問にはならないかもしれませんが、もう質問に願いをさせていただきます。もうこれは要望でお願いをさせていただきます。

海の話でありますけれども、有明海は平成二十四年の熊本広域大水害によって土砂が流れ込ん

で、海の環境に本当に悪影響を及ぼしました。それから二年たつてやっと環境が元に戻って、それからアサリの稚貝というものが出てき始めて、二年たつて今年からやつと収穫があるかというようなどきにまた泥が今流れ込んでおるといような状況であります。

これから雨が、今日も先ほど申し上げましたように大雨警報が出ています。こういったものでまた泥が流れ込むというふうなことになる、これまで四年間頑張つてこれたのがもう水の泡ということになってしまふということになります。このことについても、農林水産省だけでなく、環境省又は国交省、いろんな関係各省、力を結集していただいて、このことに関しても力をいただきたいというふうに思います。

先日、また自民党の農林部会で現地を訪れたときに、西原村の避難所で子供さんから実は私の方にこの鶴をいただきました。この鶴の中にどれだけの思いがこもつておるかということを考えたときに、胸が苦しくなるのは私だけではないというふうに思っております。

これから本場に長い長い闘いになるというふうには思いますが、全力を挙げての御支援をよろしくお願い申し上げます。最後に大臣からお言葉をいただけますか。

○委員長(若林健太君) じゃ、短くお願いいたします。

○国務大臣(森山裕君) アサリ漁業への影響が懸念をされておまして、私も現場を見させていただきました。漁業者の皆さんにとっては、何年も努力をしてこられて、いよいよアサリの漁業が始まるかなというところにこういうことになっております。

ただ、今回、水産庁といたしましては、担当の職員を現地に派遣をいたしました。浮泥がどの程度集積しているかという状況の把握もさせていただきまして、アサリの生育環境の早期回復に向けた技術的な助言というものもさせていただきま

また、具体的な対応策として、五月四日より、水産多面的機能発揮対策事業によって、漁業者の方々による緊急的な浮泥の除去等の活動に対して支援を行っているところでございます。

さらに、昨日、同事業を災害対策として同一箇所複数回活用できるようにするなど、運用の方法の改善も図つたところでございますので、漁業者の皆さんと一緒にやってやらせていただきたいと思います。アサリ漁場から早急に浮泥を排除するために、海の中にある水路のしゅんせつを積極的に取り組んでいただいておりますので、できるだけスピーディーな対応というのが必要だろうと思っております。何年も待つてやつとアサリ漁業ができるなというところをたどり着いてこれた思いをしつかりと受け止めて、水産庁としてもしっかりと取組をさせていただきたいと考えております。

以上であります。

○馬場成志君 ありがとうございます。

○小川勝也君 民進党・新緑風会の小川勝也でございます。

私の方からも、この度の熊本県を中心とする大規模地震でお亡くなりになられた皆様に哀悼の意を表すと同時に、被災されました皆様にお見舞いを申し上げます。

そして今、馬場委員の方から切実なる訴えがありました。この後、紙理事や平木大伴委員からも様々な現地視察を経ての大臣や関係各位への要望や質問がなされるかと思えます。私は残念ながら被災地視察はしておりませんけれども、映像や報道で見る限り、我々が知る限りにおいての地震の後の農地、圃場というものではないというふうには認識をさせていただいております。

ただいま質疑があったばかりでありますけれども、森林分野そして水産分野を含めまして、いわゆる農業基盤、いわゆる農業生産のために資する圃場その他の復旧に對しましては、森山大臣を中心に、先頭に、今スピーディーにというお話もございました。希望が持てる対策をしつかり迅速に

打っていただきますように、冒頭、要望させていただきますと思います。

質問に入ります。

本日、質問を準備させていただいておりますところ、日本農業新聞の一面に、「指定団体制度 存廃巡り攻防マヤ場」という大きな見出しが躍りました。この記事によりまして、政府の規制改革会議が提言した指定生乳生産者団体制度の見直しをめぐる政府内の議論が今週から山場を迎えると、こういうことであります。固有名詞を出して恐縮ですが、野村先生や山田俊男先生には大きく御期待を申し上げておりますので、しっかりと議論をもって正しい決着場に落とし込んでいただきたいと思いますようにお願いをさせていただきます。

再三議論させていただいてまいりましたけれども、同会議はなぜこのような議論を、切り口を持つことができたのかということに関して言う、記事はこう書いてあります。「同会議はバター不足を切り口に酪農改革を議論し」と。

このバター不足を入口にしてこれらことに私は物すごい憤慨をしています、この委員会でもその憤慨を大きな声で表したこともあります。冷静に分析して、バター不足の原因は何だったのか、そして今から、たればでありますけれども、ここでこのすればバター不足は回避できたのではないか、この政府の規制改革会議から茶々や横やりを入れられる前に、農林水産省としてしっかりとあの手この手の原因究明と反省をしなければならぬというふうに思っています。

今日は儀問先生が御質問されないということとありますので、少し時間が余裕があるようでございますので、しっかりと私の今質問したことに對する答弁をいただければと思います。

○政府参考人(今城健晴君) バター不足というこの原因のお尋ねでございます。

一昨年、平成二十六年、やはり年末に店頭を含めバター不足が生じたということでございますけれども、その元々の速因はやはり、平成二十五年

猛暑の影響で夏に相当搾乳量が減ったということが直接の発端でございますけれども、それに輪をかけて、なだらかに乳牛の頭数が減少が続いているというようなことが重なりまして、生乳生産量そのものが減少し、バターの生産量、在庫量もそれに付れて減少したということがございます。

また、特に平成二十六年が大きな店頭における不足を生じたということにつきましては、その供給不安というものを背景といたしまして、特に年末、需要期でございますけれども、その際にやはり家庭用のバターの購入量が通年よりも多くなつたということも重なりまして、非常に品薄の状態が問題化したというようなことではなかったかというところでございます。

このような中で、昨年、平成二十七年の年末は三年ぶりに生乳生産量そのものが増加したということではございますけれども、その前に、生産者団体それから乳業メーカーにおかれまして、やはりその二十六年のことがございましたので、バター増産の取組ということがございました。これに付いて、それとバターの追加輸入、これに付いて、ということもございまして、昨年末は二十六年のいうような状況は回避できたということではないかと考えております。

農林水産省としては、このようなバター不足の要因あるいは安定供給に向けた取組等についてホームページ等も含め公表しております。引き続きバターの安定供給、これは努めてまいりたいというふうに考えております。

○小川勝也君 再三の発言になりますけれども、先ほど馬場委員の方から産地廃棄という言葉がありました。北海道の酪農家でも何度となく産地廃棄を経験しています。それから、平成三、四年の後の、いわゆるバター、脱粉が大幅に在庫が積み上がった後、この後バター不足が起きています。また、大幅に減産をした後はまた不足が起きてくるということも歴史が教えてくれることでもあります。そしてまた、計画的に減産をするという

ことという、まさに規模拡大に向けて順調に投資を続けてきた酪農家のいわゆる設備投資意欲を再三摘んできたというのも、これ事実であります。

ですので、今輸入を早めたという言葉があれは、いわれる主たる酪農家にとつてはバターの輸入なんというのとははしくないんです。もつと俺たちに搾らせろというふうな思っていた時期がたぶんあった。それなのにもかかわらず、生産を抑制しなさい抑制しなさいというふうな言われて、搾りたいだけ搾らずに、頭数を増やしたいだけ増やさずにいたところ、緊急輸入だとかるので、がっかりするんですよ。

これは頭のいい人たちが仕組みを考えることなので私が考えることではありませんけれども、チーズにはいわゆる補給金単価の高い取引があります。ですので、バターが足りなくなりそうになつたときには、バター向けに積んでおいた基金からいわゆる少しオンして、バター用に生乳を買取する、そういう緊急的な工夫、措置などというのとはこれなんでしょうかというふうに考えるわけがあります。

いろんなことを考えてきたんだと思えますけれども、何とか、生産のキャパシティを超えた分はしようがありませんけれども、まだまだ生産で足りなくなるときに輸入が起らないように、バター不足にならないような再三の仕組みづくり、私はできないものかと思えます。併せて御答弁をいただきたいと思います。

○政府参考人(今城健晴君) 委員からのお尋ねでございます。

ただいまおっしゃられたとおり、基本的には生乳は飲用乳としてお売りになるのが一番酪農家にとっては高い手取りと。その中で、現在、加工乳につきましては補給金の形で、バター、脱粉とそれからチーズの部分で段差を付けてお支払いしておるわけでございますけれども、これは取引価格が加工原料乳の中でも異なるという現状に即しておるわけでございます。そのような観点もござい

まして、昨年、T P P対策の政策大綱の中でも定めさせていただきましたが、加工原料乳補給金につきましては基本的に、現在の加工原料乳の用途で分けるのではなくて、クリーム、液状乳製品も含めて全部を対象にするとともに、補給金単価を一本化するということを打ち出させていただいております。

そういう中で、需要がやはり不足ぎみのときに柔軟な乳業メーカーの対応というものができるようになることもその中には含まれておりまして、そういう形で、バターも不足しないような、需要に応じたメーカーの対応を図りやすいような、また生産者団体の供給も滞らず起こり、やれる、やりやすい仕組みにできればというふうに考えております。

○小川勝也君 テレビを見ていましたら、ケーキ屋さんにインタビューが入って、バター不足で困ります、これから書き入れ時なのにと。テレビ局側は、政府のやり方がまずい、そして農業協同組合の人たちが悪いというふうに消費者にメッセージを植え付ける。こういう番組を見た私は本当にがっかりするわけがあります。

そのときに、なるほどなというふうないい解説をしてくれました。それは、バターを輸入するということがいかに重大なことかという、これはバターは実質、成分表示は変わりますけれども、牛乳代替物に化けるわけです。牛乳を国内生産にずっとこだわってきまして、バターを輸入して脱粉と水と混ぜれば、いわゆる加工乳になるんですよ。だから、バターを輸入すること酪農家にとっては大変重大なことなんです。チーズの輸入とは訳が違ふ、このことを改めて御認識をいただきたいと思えます。

それで、バター不足がこの入口で、まさに農林水産省も酪農団体も酪農家も悪者にさせられて、指定団体制度が全部悪いんだと、こういうふうな言わんばかりのことを攻撃をされる。私は、後に述べますけれども、北海道における酪農の成り立ちを若干知っている者として、競争が全てじゃな

い、農業というのは効率だけじゃないんだということ、国民の皆さんにも必ず分かっていたらいいんだと思う。どんな競争して強くなつて一人だけが残ればいいという商売、株式会社の世界とは違ふんです。だから、農業協同組合もあるし、酪農家も支え合つて生きている。

そのことを含めて森山大臣に、この指定団体制度、どう取り組むおつもりなのか、決意を改めてお伺いしたいと思います。

○国務大臣(森山裕君) 四月の八日の日に規制改革会議におきまして、指定団体とそれ以外の取引を生産者が選択できるよう、補給金を含めたイコールフットイングを前提とした競争条件を整備するため、現行の指定団体制度を廃止するといった意見が取りまとめられたと承知をしております。

何回も申し上げてまいりましたが、生乳は毎日生産をされる上に、液体で腐敗しやすいという特性があります。また、価格が高い飲用向けと価格が幾らか低い乳製品向けについて適切な調整がなされないと、生乳廃棄といった事態を招きかねないといった特性があるというふうに認識をしております。

このため、現在の指定団体制度が果たしている役割というのは、一つは、地域の酪農家を代表して乳業メーカーとの対等な価格交渉を行うということが一つあると思います。また、酪農家が点在しておりますので、効率的な集送乳を行うことによるコストの削減というのが一つあると思います。また、飲用牛乳向けと乳製品向けを調整すること等による消費者への牛乳、乳製品の安定供給という目的を達成しなければいけないのだと思います。このような機能は非常に私は重要であると考えております。生産者や乳業メーカーなど幅広い関係者の意向を十分に踏まえた検討が必要であるというふうに考えております。

農林水産省としては、こうした関係者の意向も踏まえ、今後、消費者ニーズに的確に応えつつ、酪農家の所得向上につながるよう、経費削減

や集送乳の効率化による更なる合理化などに向けた見直しを行いつつ、指定団体制度が有する重要な機能が適切に発揮され、我が国酪農が長期的に発展をし、酪農家が安心して経営を継続できるように対処していく必要があるというふうに考えております。

また、各政党から生乳流通の見直しに関する意見あるいは決議というものが頂戴をしておりますので、こういう御意見もしっかりと受け止めさせていただきまして、間違いなきを期してまいりますと考えております。

○小川勝也君 よろしくお願いいたします。

もし自由に生乳を集められることになると、近くて効率のいいところだけ集めれば、いわゆる経費が安く済むんですね。遠いところの人は、これはもう廃業を迫られるということになります。これは、今の制度が全て万全だとは申し上げませんけれども、知恵の中でできたことであります。

あわせて、私は逆の立場でも発言をしてみたいました。指定団体だけが集乳するというシステムの中であつても、例えば低温殺菌だとかブランド牛乳だとか、あるいは小規模なチーズ工房であるとか、こういう多様な農業が併存できるような農業であつてほしいと。そういったことも踏まえた工夫をお願いしたいというふうに思います。

次に、そのお隣の分野であります。先ほど、規模拡大してもいいなと思つて酪農家にも大きな壁があります。この委員会でも議論させていただきましてけれども、大変子牛が高い、そして子牛が高いので、いわゆるホルスタインのお母さんのおなかもたくさん埋まつている、人気があるということでもあります。

前回審議をしたときから少し経過しておりますので、現在の子牛の価格、どういう市況なのか、それから牛不足が現在どういう状況なのか、概要をお聞かせいただきたいと思います。

○政府参考人(今城健晴君) 子牛の価格でございますけれども、前回委員会からお尋ねあつてから多

少期間がたつておりますけれども、更に高くなつておりまして、特に酪農の初妊牛につきましては一部八十万円というような値段も聞かれるという状況になつております。

○小川勝也君 それに加えて、いわゆる銘柄の例えは淡路島だとか但馬だとかいうのはもう八十万超えだというふうになっております。なかなか買えない価格にこれ到達をしております。

そんな中で、肉牛も欲しい、それからFも売れる、ホルスタインのいわゆるお母さん牛も早くつくりたいということになると、まさに黄金のお母さんのおなかになつていくわけでありまして。農林水産省に生産者の方とお伺いをいたしましたら、初産の安全も含めて、とにかく高く売れる肉牛を付けるということを推奨すると。これは現金収入は大きいですよ。ホルスタインの酪農家のところではいわゆる黒毛和種の精液を、受精卵をもつて八十万、七十五万で売れば、その農家の現金収入としては物すごく大きいわけでありまして。しかし、ホルスタインの雌が生まれなくて次のいわゆる生産基盤がでないわけであるので、これは痛しかゆしということになります。それで、今やつてきているのが性別別精液の導入ということでもあります。

基本的に、ホルスタインも分娩をいたしますと、ほかの生物と同じように約五〇％に近い確率で雄と雌が生れます。雌が育たないといわゆる酪農の主体たる乳を出す母牛にならないので、雄は非効率ということになります。なので、今は性別別精液を入れて雌だけ生まれるようにしようということを指導しているわけでもあります。

私は、生命倫理という点からどうなのかなというふうには実は苦しんでいます。現場の獣医さんの中にも、いや、実は商売ではやつてはいるけれどもという方もおられます。酪農、畜産地帯の首長さん方とお話をしてみると、実は俺もやばいと思つていんだと、こういう話があります。どこまでこういう生命倫理に人間がチャレンジしていいのか。

一つ、都市伝説ではありませんけれども、これも直接聞いた話です。今まだ性別別精液の成功率は一〇〇％ではありません。したがつて、雄も生まれます。雄が生まれたときのことでありますけれども、これはまず、農林水産省はデータ持っていないはずですが、間違つて生まれた雄は病弱、脆弱という、そういうニュースが入つてきています。どこまで確認できていますか。

○政府参考人(今城健晴君) 性別別精液を用いた場合に一割ぐらい雄が生まれるというのは、委員も御承知だと思います。その性別別精液の判別の仕方そのものには特段、何というんでしよう、精子に付加、手を加えているものではございませんので、判別するときはどうしても雌の中に雄の精液が混ざり込んでいくということでありまして、論理的には生まれた子牛が脆弱になるというものではないのですが、現場でそういうお話をされている方がいるというのは存じ上げておりますけれども、今申し上げましたように、理屈上はなかなか証明できませんし、数字的にもちよつと把握はできておりません。

○小川勝也君 今、効率優先と言つています。私は効率優先の全てを否定するわけではありませんけれども、行き着く先まで行つてしまふことに対するおそれをたくさん持つていられる一人でありたい。

これは肉牛の世界も、立派な肉質のいい雄の精液を流通させて次の肉を生産いたします。母牛となる牛も、いい母系のDNAを用いてどんどんやつていきます。実はホルスタインも同じです。共進会ということで、スタイルが良くて、いわゆる乳量が多いやつの子孫をどんどんどんどん繁栄させようとしております。これと同じことをやっていると、サンデーサイレンスとかトニービンとか同じ名前ばかり出てきます。

それと同じように、生物の世界でいうと、生物の多様性というのがこれ大事なキーワードでありますし、DNA型もなるべくたくさんあつた方が

生命を維持するという意味でいうと、科学的な根拠を持っています。私たちもどんな家畜改良をしてきた歴史で、我々人類はどこまで挑戦しているのかという話になってくるんだというふうに思います。

大臣、御記憶かどうか分かりませんが、つい先日、衆議院の農林水産委員会、自由民主党の吉野先生が、恐竜は二億年生きたという話をされました。恐竜は二億年地球上に生きたけれども、人間はそんなに二億年もたないだろうと、こういうふうに言われているという科学的な論文の引用をされました。

私たちはやはり、短視眼的に効率を良くし金を稼ぎたいというのはやまやまですけれども、それはある程度自分を律して、自制して、可能な与えられた条件の中で我々はその活動を行うべきではないのか。そして、農産物もどんどん改良してきます。農産物は植物です。家畜は、これは動物です。動物の生命をどこまで改良していいのかわからない、科学者も持つべきだけれども、私は大臣にも若干思いを共有してもらいたい。私ほど大きくなくてもいいんですけれども、どこかで何かおそれを持っていただかないと本当に怖いことになると思います。

こういう生物多様性の中にあつて、生命倫理の確立、人間、人類、我々の欲望はどこまでいいのかわからないことに対して大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(森山裕君) 小川委員が言われますとおり、生命倫理の世界をどう我々は理解をしていくのか、その範疇をどう定めていくのかというのは非常に大事な課題だと思っておりますし、また、畜産を営む者にとつても大事なことで思っております。

今委員のお話を伺いながら、和牛の世界でも随分血が濃くなつてきているという現状があります。本当にこれでもいいのかなというのを時々考えます。そのことによる弊害も出てきております。

ただ一時的に、血統のいい子牛が高いというだけでそちらの方だけに走ることが長い目で見たときに畜産としていいのかわるか、ここをやはり我々は慎重に考えておかなければなりませんし、また、そういうことも農家の皆さんともよく議論をしておかなければいけないことではないかというふうに考えておまして、大変大事な御指摘をいただいたと思っております。

○小川勝也君 結論のない大変難しい問題だと思いますので、御認識だけいただければ幸いです。それで次に、規制改革会議は、バター不足で指定団体制度を破壊しようとしてきました。農村破壊は何を契機にしようとしたかという、農業を営む人たちの平均年齢が高いじゃないかと、こう言うんです。

私の北海道はいわゆる専業地帯でありますので、ほとんどの方が専業農家であります。しかし、府県には兼業地帯と呼ばれるところがほとんどですけれども、これが物すごい農村維持に大きな役割を果たしてきたというふうにも思っています。人生八十年時代、六十歳を目前にしてそろそろ田舎に帰つて農業を継ごうか、こういう人たちが私はいいんじゃないかと思うんです。逆に、代々農業をやっているけれども、自分は勤めに出ていながら農業をやるんだと、それが七十歳になつても現役でいらればこれは幸せなことであつて、すばらしいことであつて、別に規制改革会議から茶々入れられることじゃないんですよ。そういうことをもつて農家が破壊されるということには、私は許されないと考えています。

農地中間管理制度のこれからしていくことの罪深さについて、私はお訴えをしたいというふうなふうに思います。

今、兼業地帯の農業生産、規模が小さく、非常に生産性が悪い。ほかに勤めがある人が土日だけやつていたり、あるいは定年になつて戻つてきて遊び半分をやつたり。私は、その人たちがいないと農村集落は守れないんじゃないかと危惧しています。すなわち、農地を担い手に集めることによつ

て、彼らが帰農する場所がなくなつてしまふ。これは、農村から新しく農業に参入する人や実家に帰る人たちの締め出すことになるんじゃないかと思ふ。

実は、私は今からでも農村に行つて農業を始めようと思つていますが、もう定年になつたら戻ろうと思つて都会で働いていた人たちがたくさんいるし、定年になつたら専業農家になろうと思つていた人もたくさんいるはずなのに、今はとにかく農地を出しなさいと言われれば、その人たちが帰る場所がなくなつてしまふ、こういう危惧を持っています。

では、大臣にお伺いをいたします。農村を守つていくために必要なものは何でしょうか。

○国務大臣(森山裕君) それはやっぱりマンパワであらうと思ひます。

○小川勝也君 そうなんです。人がいないと、幾ら何ヘクターの立派な圃場があつても、輸出で幾らもうけても、その農村コミュニティはなくなるんです。

ここで北海道の酪農の歴史を御紹介をさせていただきます。

酪農は四頭、六頭からスタートいたしました。当然手搾りです。牛の世話をして、ミルクタンクに搾乳をして、道路まで運んでいく。寒いときもあれば暖かい日もある、タンクが温まつて雑菌が増えつしまふ。だから、私たちの国の牛乳は百三十度の殺菌なんです。今こんなにはすばらしいコールドチェーンができてまだ、百三十度の殺菌する必要はないんですよ、本来は。まあこれはおいておいて。

それで、どんな、今言つたように、ある人は経営が行き詰ります。乳価が思ったように上がらなくて、生産費との間でいわゆる借金の返済ができなくなつて離農をする、残念な人は首つりをする、そういうことによつて二軒の農家が一軒分になる、それが全道各地で何次にも何次にもわたつて繰り広げられてくる。その間、いわゆるホ

ルスタインの品種改良も進み、三千数百キロリットルだった乳量が七千になり八千になり九千になる。

そして、この酪農家の切磋琢磨は、まさに甘えが許されない。牧草を育てるのは生物、そして農薬や化学肥料は化学、気象は地学、そして経営は数学、全てにわたつて優秀な人しか残れないという数々にわたる戦争の中で、乳量は増え、経営面積は増え、牧草地は増え、そして牧草を刈り入れる機械の購入金額も増え、ミルクのいわゆる設置費用も増え、そしてコールドチェーンの確立も大変な負債となつて残つていき、そして牛舎がどんどん近代化され大きくなつて、堆肥場も設置するという中で、今は大きな酪農家しか残れなくなつていきます。最初は一町五反だった畑作地帯も四町になり十町になり三十町になり、その間、隣にいた農家の方々の農地を全部受けてきて今の農家がいる。

だから、今TPPが最大の懸案ですけれども、私たちは、この北海道の農家はもう一戸たりとも減らしたくない。もう終わつていっているんですよ、トナメントと競争と競争は。府県はまだ農地面積は小さいし経営効率は悪いけれども、私は、その方々が餓死するのであれば、そこから自然に出ていくはずなんです。私は、今、日本に求められているのは、成長ではなくて、効率ではなくて、やつぱり持続ということだというふうに思います。

私たちの国はどういう国なのか。これはいろんな言い方があります。かつて自由民主党の政策フリーズに、国土の均衡ある発展、多極分散型国土の形成というフリーズがありました。これは、私も田舎者ですから大好きだった。多極分散型国土の形成でいうと、最もうまくいっているのは私はドイツであらうというふうな思っています。首都もあるけれども、金融の中心もあれば製造業の中心もある。そして、そこはかとなく農業も頑張っている。

どんどんどんどん人口が首都に集まるなんてい

う国は、これは私の言葉では途上国モデル、途上国モデルです。これは、今のコロンビアとかあるいはメキシコシティとかブラジルのリオデジャネイロとか、経済発展の途上である国は貧富の差が拡大しているのと同じく、首都圏に人が集まっています。私たちの国は曲がりなりにも高度経済成長で成功した国なのに、まだ東京に人口が集中している。私は、効率的な、あるいは成長の、あるいは輸出という農業ではなくて、持続の農業と幸せを享受できる農村、これが大事だと思っています。

これ、全て答えるわけにはいかないので、大臣にはここで東京一極集中についてだけ感想を求めておきたいと思っています。

○国務大臣(森山裕君) 東京一極集中がいいか悪いかと問われれば、私は是正されるべきであらうというふうに思います。

○小川勝也君 今、私、誰がこの絵写真を描いているのかというふうに思いますと、今この国会でもテーマになりました、介護人材と保育人材が足りない。それは、首都圏に人が集まり過ぎているんです。これがアンバランスなんです。

それから、もともとこれからは人手不足が顕著になります。物すごい勢いで人手不足が大問題になります。それは、最も人口減少の厳しい北海道がそのカナリアの役を果たしているから、私はよく分かっている。観光客の方がどんどん来てくださる。有り難いことですけれども、いわゆるランチタイムにランチをサップする人材が足りなくなってきたいます。お客様がお泊まりに来ていただけるのは有り難いですが、ベッドメークする人が足りなくなってきました。これが日本経済のいびつです。

ですから、私はそうあってはならないと思いますけれども、農村の非効率的な人口をもっと別な労働力として出したらどうか、このぐらいのことを考えている人がいて農村破壊政策をやっているんじゃないかと疑わざるを得ないような状況であります。

私は、農村を今しっかり守るべく政策を実現するときだというふうに思っています。いわゆる農地をたくさん使って生産をするというのは、それに適した地域があるんです。オーストラリアとかカナダとか、日本であれば北海道、それ以外の地域であれば、先ほどの牛を飼ったり野菜を作ったり、もっと効率的な果樹を育てたり、あるいは加工したり、もっと少ない面積でも力を合わせて稼ぐ方法は幾らでもある。農地を担い手に集めれば金がもうかるんじゃないかというあたり得ない、これをしっかり共通認識にしていなければというふうに思っています。

効率率が全てではないということであると、一番効率的にできるのはそれは畜産です。北海道にも一万五千頭の肥育をしているいわゆる畜産工場があります。私は、この農林水産省の政策の範囲はどこまでなのかというふうに問題提起をしたいと思っています。

私は、想像でこういうふうに申し上げているんですけれども、森山大臣のところに大先輩である山中貞則先生が、シラス台地で水田も畑作も収入をがびがび取れるような場所ではないので、副業として農家のおかみさんに牛を肥育することによって現金収入が得られるぞというところからいわゆる黒毛和種や肉牛の発展があったんだと認識をしています。

農業政策というのは、地域を守るから大事なんです。食えない地域があったら、その地域が食えるようにするのが農業政策であるから、畜産に今マル緊という、まあ集大成ですね、畜産の政策の集大成に向かってきています。しかし、企業経営の数千頭や一万頭を超えるいわゆる肥育工場がその政策の範囲であっていいのかどうか。そして、今はやりの野菜工場、これは作っているのが野菜なので農林水産省のカテゴリーですと、こういう役所の方々の答弁もよく分かりますけれども、私は本来、農林水産省が組み立てる農林水産政策というのは、水産と森林は別にして、まずは食料をしっかりと作る、食料安全保障に資する、農地を守る、農村を守る、こういうやっぱり太い幹があつて政策がないとおかしなことになるというふうに思っています。

もし、苦言を呈しますけれども、野菜工場も大規模畜産も農業ですということであれば、近い将来、農林水産省は解体されて経済産業省の一部局として食料生産局になる。これは笑い事じゃないですよ、大臣。もうそのくらい、この昨今、農林水産省は外部から揺さぶられているじゃないですか。僕はもう一回しっかりと哲学を立て直すべきだと思います。

農林水産省が掲げる農林水産政策の範囲あるいは考え方というのは、私は今自分の考え方を提示いたしました、どういう考え方に基づいて政策を立案すればいいと思いますか。

○副大臣(齋藤健君) 現在、今の農業政策は、産業政策と地域政策の車の両輪だという考えで進めさせていただいております。

地域におきまして、農業がなければ地域は成り立ちません。また、地域で人がいなくなれば農業は成り立ちません。ですから、これを車の両輪として農業政策を進めていくべきだというふうに考えているところでございます。そして、産業政策としての農業政策でありますけれども、規模の大小ですとか、それから経営体の区別にかかわらず、その地域で農業をやり、所得を落とすとしてその地域の発展に資するものであれば、私どもはそれを応援をしていかなければいけないというふうに考えているところでございます。

ただ、先生の御指摘と共有するところは、余りに極端な地域を無視した企業経営とか、そういうものについて我々も懸念をしているところでありまして、あくまでも地域政策と産業政策をいかに両立をさせていくかというところで政策を展開をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○小川勝也君 ちょっとしつこいですけれども、農業というのは競争じゃないんですよ、連帯なんです。なので、ここまで成り立ってきているん

です。野菜工場や大規模畜産をやるのはなぜか、効率が良い競争力が高くなるからなんです。競争力が高くなるからというところは、他者を置いてきばりにできる実力が備わっているからなんです。だから投資するんですよ。

さっきわざわざ聞きたくもない皆さんに北海道の酪農の歴史をお聞かせいたしました。こっちの酪農家が規模拡大をする、若干経営コストが下がります。なので、今度はいわゆる頭数を増やさない酪農家の経営効率が相対的に低下をいたします。だから、規模拡大をすれば、頭数を増やせば、牧草地を増やせば、落後する農家が、畜産家が、酪農家が出てきたということをお示ししたかったんです。今、これは野菜工場も畜産も同じじゃないですか。野菜工場がたくさんのレタスを毎日毎日作ることによって、家族経営でレタスを供給していた人たちはマーケットを奪われるわけですよ。

それから、百頭の生産しているF1の肥育農家とあるいは一万五千頭のF1の肥育農家とどっちが安く肉を出荷できるのか。それはF1の一万五千頭の工場は、家族経営よりも安く肉を出荷できて、安定のマーケットを確保できるからそこに投資するんじゃないんですか。ということによれば、そのF1の肉を、今はたまたま肉は好況ですよ。けれども、経済原理からすると、その人たちの手取りを減らすことになるんです。そのことを北海道の離農者は全部教えてくれているから、私はここで表明しているんじゃないんですか。北海道だけのことを言っているんじゃないんです。北海道だけ全部、本州の農業が同じことになってくるから言っているんです。

私は、農業政策の範囲を再考し、地域をしっかり守る、それから、もう全て護送船団とは申しませんけれども、農業は一人ではできませんので、相携えてしっかりと、集落や地域を守れるような農業をしっかりと大事にしていきたいと思っています。次に、大事な種の話をしたいと思っています。

これは私もいろいろな疑問や心配をしていた分野でありますけれども、まとまって聞くのは初めてです。すなわち、私たちの基本的な農業の中に、外国産の種子、それも一代限りのF₁の種に支配されている農産物が多いというふうに見聞しております。

主要農産物の国産のシェアがどんなものなのか、あるいは今申し上げた外国産のF₁にマーケットを奪われている農作物はどういう状況になっているのか、概要を御説明をいただきたいと思ひます。

○政府参考人(櫻庭英悦君) お答え申し上げます。

主要農作物の種子の国産のシェアでございますけれども、稲ですと国産のシェアが一〇〇%、あと主要農作物でいきますと麦、大豆もほぼ一〇〇%でございます。正確に申し上げますと、麦で九九・七%、大豆で九七・八%となっております。

そのほか、これは率ではなかなか把握できないものが野菜とか花とか、これはなかなか率ではない状況でございますけれども、例えば野菜の種子の輸入量というのは年間約四百七十七万四千トンという形になっております。これはアメリカ合衆国を始め世界各国から野菜の種子を輸入しているという状況でございます。

○小川勝也君 これも教えていただきたいんですけれども、その種子と、種子に合う肥料や種子に合う農薬と抱き合わせ、セットのような形で販売、戦略上されているようなものも把握されておられますでしょうか。

○政府参考人(櫻庭英悦君) 一つの種子とこれを、栽培が違いますのでなかなか申し上げられませんが、例えば種子と農薬と一緒に扱っている世界のメジャーな会社がございます。その売上げの比率で申し上げますと、例えばダウ・デューボン、ダウとデューボン、これが合併しまして世界一の種子・農薬会社でございますが、これの二〇一四年の出荷額が二兆円強になっておりますが、

種子と農薬が大体半々の割合、その出荷額です、そういう形になっております。

それが抱き合わせかどうかというのはちょっと現在分りません。

○小川勝也君 農業政策の中で一番大事なものは食料安全保障だと、これは間違いないことだと思います。そんな中で、今、米、麦、大豆は安心をいたします。一番やばいのは、皆さん御承知のとおり、自給率が低いのは農業機械のエネルギーですね。これ、昔の人は稲を手で植えましたけれども、今植えられる人は誰もいません。もう一時間もたないというふうに思います。

ですので、いわゆる原油由来の軽油、ガソリンがないと農業生産ができないというのがこれ一番大事なんですけれども、今、米、麦、大豆は安心いたしました。それ以外の農産物で、食料安全保障上の観点から種子を戦略的にしっかりと守っているという品種はありますか。

○政府参考人(櫻庭英悦君) 例えば餌のトウモロコシでございますが、これは種子というよりはトウモロコシそのものを輸入しているというところでございますので、やはり我が国の高温多湿な環境でございますので、これは種子とはちょっと切り離して考えた方がいいと思ひますけれども、私どもが今考えておりますのは、例えば伝統野菜というのがございます。これは、その地域に根差した、例えばすごく長いニンジンであるとか辛みの利いた大根でございますけれども、この保存に今非常に力を入れておりまして、各県の農業試験場と一緒にやっていくところでございます。

また、一部はやはり経済的に回らないとその種子が絶えてしまう可能性もございますので、そういったものもある意味G₁、地理的表示の方でしっかりとブランドを確保して、それがその地域、風土、土地、作り方に根差したものであるということまで育て守っていきたいという具合に考えている次第でございます。

○小川勝也君 ありがとうございます。期待をした答弁だったと思ひます。

私も家庭菜園をやつて今農業に進出する準備をしているんですけれども、もう流通の観点から多分日本全国で数限りない野菜の種類があったと想像されるものがどんどんどんどん集約されてきて統合されてきています。例えば、ナスの千両二号とか、キュウリでいうとサンゴ系列とか、本場に作りやすいものにどんどんいく、カブは金町小カブと。例えば今言われた地域の、東北の曲がりネギであるとか北陸の打木源助大根とか、こういう本場にはいい野菜を種として保存していただくということは我々の国にとつては物すごい大事なことだといふふうに思ひますので、特に京野菜などというのは独自に相当頑張つてくれていますよね。これはもう日本の宝だと思ひますので、日本古来の野菜や地域で特色のある野菜の品種の保存など御努力をいただければというふうに思ひます。

吉野先生の言葉を借りれば、やはり我々は生き急いでいるんじゃないかなというふうに思ひます。効率的にどんどんなり過ぎて、いろんなものを作つてしまつて、そのパンドラの箱を開けたのがやはり農業を使つた農業だろうというふうに思ひます。農業を使う農業というのは私たちがの国の歴史でいうとそう長くはないわけでありまして、それでも、それで生態系が大きく変わつてしましました。

この委員会の部屋でも蜂の話、トンボの話をしていただきました。生物はいろいろありまして、実は田んぼというのはまさに生物多様性の縮図であります。私は一度テレビで、滋賀県の現高島市だろというふうに思ひますけれども、農業を不使用する水田をつくり、いわゆる川から田んぼにナマズが入つてきて、ナマズが出産するぞというNHKが作った映像を見て感動を覚えました。いろんな取組をされておられるというふうに思ひますし、最近環境を大事にしたいNPO団体もいろんな取組をしているんだというふうに思ひます。

農業に対しての耐性が強い生物、弱い生物、い

ろいろいますけれども、私も子供の頃は自分の家の裏がまだ田んぼだったんですけれども、うちの部屋の座敷から虫が見えました、昭和四十年代前半、まだ農業を使用しなかったということだろうといふふうに思ひます、いわゆるかんがい溝で虫がいたわけでありまして。

この質問を通告するときに、質問取りにいられた農林水産省の役所の方々に、俺は北海道で見たことないんだけど、タガメって見たことあるか、昆虫図鑑に出ていたんだよねと言つたら、誰も見たことないと言ひました。これは御案内のとおり、タイに行きますと、おやつで空揚げになって売っているんです、これがタガメという。今タガメとか虫とかはいなくなつたんですけれども、頑張ればいろんな生物は戻ってくるんだというふうに思ひます。

そういう意味でいうと、いわゆる水田における生物多様性の実験、これは農業の不利用やあるいは魚道の整備やあるいは冬水田んぼ、冬の水張りや、これはお金の掛かることですけれども、私は夢とロマンがあつて非常に楽しみなんじゃないかというふうに思ひますし、そして子供たちにもしっかりとその予算を消費しただけのデータを私は与えられるというふうに思ひます。

環境省と農林水産省と一緒に取組をしていただければ有り難いというふうに思ひます。

○政府参考人(早水輝好君) お答えいたします。環境省では、農業が水田を含む水域生態系にどのような影響を与えるかという調査研究を行つております。例えばですけれども、これは以前の委員会でもお答えいたしました、ネオニコチノイドなどの農薬が水田も含めた水域生態系の重要な指標でありますトンボの生息状況にどのような影響を及ぼしているかを把握するために、水域環境中における農薬の濃度、あるいはトンボの幼虫であるヤゴの生息状態の調査、あるいは農薬による毒性の試験などを行つております。

また、このほかに、実際の水域生態系を模したメソコズムというものをを用いた試験のマニユアル作成に取り組んでおります。これを用いますと、それぞれの地域において試験を実施することによりまして、その地域における水域生態系への影響が少ない農業の選択や使用方法の改良につながることを期待をされます。

今後、このような取組、調査研究を通じまして、農林水産省さんとも連携を密に図りながら、農業の水域生態系に対する影響に関する科学的知見の集約とその活用に努めていきたいと考えております。

○小川勝也君 魚道の整備、開発を含めて、併せて農林水産省から答弁をいただきたいと思っております。

○大臣政務官(佐藤英道君) 御指摘のとおり、農業活動の場である水田や水路、ため池などは多様な生物の生息・生育地としても重要であり、水田等における生物多様性に関する研究を行うことは重要な課題であると認識をしているところでございます。

農林水産省におきましては、これまで水田における生物多様性の状況を評価するために、カエルや水生昆虫、クモなどの指標となる生物を明らかにしてまいりました。また、現在は、農薬や肥料の使用状況がこれらの指標生物に及ぼす影響や、農業用水路の三面張りをやめたり魚道を設置したりするなどの生態系に配慮した工法の効果を簡易に比較、評価する研究も進めているところであります。

今後、こうした取組を更に進めまして、環境に配慮した農業活動を通じた生物多様性の維持増進に努めてまいります。

○小川勝也君 そういった活動が、校外学習でもいわゆる正課の中でもないんですけれども、子供たちと一緒にそういった実験に向けての準備や取組をするということはまさに教育的な効果も非常に絶大だというふうに思っていますし、今そういった自然保護団体や協力をしていただけならNP〇など

も多分あるはずでございますので、しっかりと取り組んでいただければというふうに思います。

次に、人工甘味料についてお尋ねをしたいと思います。

これは私も分からないことばかりであります。最近、カロリーゼロという飲料が結構多い。そこには多分、横文字の人工甘味料が入っています。私も、ちよつと味が変わるなんて思ったりしている調べてみますと、本にもよりますけれども、毒性があるとか、食べない方がいいとか飲まない方がいいとか、危険性があるとか、子供たちには与えるべきではないとか、いろんな記述が自由になされているわけでありまして。

そんな記述がなされるものをなぜこの私たちの国では野放しに販売されているのかというふうには思うわけで、こういう人工甘味料の安全の確認はどのような手順でなされているのか、厚生労働省にお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(福田祐典君) お答えいたします。

今委員御指摘の人工甘味料でございますけれども、食品衛生上は食品添加物として位置づけられているところでございます。

我が国では、食品添加物を使用するためには、厚生労働大臣がその食品添加物を指定することが必要でございます。事業者は、食品添加物の指定の手續に必要なデータを加えて、厚生労働大臣に対して指定の要請を行うという流れになります。この要請がなされた場合には、厚生労働省は、食品安全委員会の科学的なリスク評価を踏まえつつ、薬事・食品衛生審議会での審議などを行った上で、安全性等に問題がない場合に指定を行います。食品添加物の使用が認められるというものでございます。

○小川勝也君 報道が規制されてそういう書物や声が抹殺される国には絶対なつてはならないというふうに思うんですけれども、これ、例えばもう一回調べたいというようなことで再度調べたり実験をしたりというようなルートはあるんですか

す。

これまでも、食品添加物の安全性に懸念を生じさせるような科学的な知見が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会での検討を行うなど必要な対応を行ってきているところでございます。

厚生労働省としては、今後とも、EUのリスク評価機関であります欧州食品安全機関、これEFSAと申しますが、や、国連食糧農業機関と世界保健機関の合同の食品添加物専門家の会議でありますJECFAなどによりまして国際的評価や科学的知見を踏まえつつ、食品安全委員会とも連携をいたして食品添加物の安全性の確保を行ってまいりたいと考えております。

○小川勝也君 余り脅かしても気分がいい話ではありませんけれども、ある人工甘味料は防蟻剤として使われている物質と性質が同一であるというものがあつたり、ラットを使った実験で明らかに神経毒性が発露されるというようなものも認められているように認識をさせていただいております。

こういう結論で本当にいかどうか分かりませんが、人工甘味料を使つてまで甘みを摂取しないで、沖縄、鹿児島、北海道で取れた砂糖を食つてくれと、こういうことを申し上げて、質問を終わらせていただきたいと思います。

○平木大作君 公明党の平木大作でございます。

質問に先立ちまして、まず私の方からも、平成二十八年熊本地震におかれまして亡くなられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、今なお余震と闘つていらつしやいます被災者の皆様に対しまして心からのお見舞いを申し上げますと思います。

発災直後より、私たち公明党といたしましても、国会議員、地方議員、手分けをいたしまして現地に入りまして、とにかく現場の皆様へ寄り添った支援を一緒になつてつづけていくということは今働かせていただいております。残念ながら、私はまだ被災地、足を運ぶことができておりませんが、これはしっかりと政府とも呼吸を合わ

せながら、現地の皆様とともに復興に全力で取り組んでまいりたいと、まずは申し上げます。

さて、私の方からは、本日、CLTについて、このテーマ一本でお話をお伺いしていきたいというふうにしております。先般、このCLTを用いました建築物の一般的な設計法が無事に策定された公表をされました。国産材利用の切り札的な存在、CLTという新たな建材、そしてそれにまつわる工法について、改めて今後どのようにして利用、普及を図っていくのか、この点に絞つて今日はいろいろお伺いしていきたいと思っております。

今回策定された建築基準法に基づく一連の告示、三月三十一日にはまずCLT材料の品質及び強度について、それからCLT部材の燃え代設計について発表されまして、翌四月一日にCLTを用いた建築物の一般設計法について出たわけでありまして。

改めて、今日は国土交通省にも来ていただいておりますので、このCLTを用いた建築物の一般設計法を作つたこの意義についてまず御答弁いただきたいと思っております。

○政府参考人(石田優君) お答えさせていただきます。

今先生の方からお話ありましたとおり、三月三十一日と四月一日に建築基準法に基づきます告示を公布、施行させていただきました。

内容的には、構造計算的なものと耐火的なもの、二つに分かれます。

まず、構造関係でございますが、これまでCLTを構造部材という形で用いるためには、各個別の建物ごとに詳細な設計と計算をしていただくことが必要でございました。これではそれぞれ時間が掛かりますので、国交省の方では、部材実験、あと実物大の振動の実験、こういったことを基に、CLTの材料の強度、またそのCLTの建築物が地震時にどう挙動するか、この辺のデータを集めてまいりまして、それを踏まえまして、今般、

一般的な設計法等を告示で定めまして、これに基づいて構造計算等をしていただければ、一々大臣の認定を取ることなく通常の手續で建築確認を得ることができるといふ形にさせていただきます。

また、耐火関係でございますが、やはり準耐火の構造としなきゃいけないという規制が掛かっているものが幾つかございます。そういったものにCLTを、防火の被膜、例えば石こうボード等で覆うことなしに見える形で使うようになりますと、やはり個別の大臣認定が必要であるということ、詳細な設計等、構造計算等が必要でございますけれども、これに関しても、実物の燃焼実験等を行うことを通じまして、やはり標準的な設計に関して告示を定めまして、それに基づいて計算いただけますれば、準耐火構造とすべき建築物について被膜で覆うことなしに、一定の基準に合っていれば壁、床、屋根にCLTを見える形で使えるということ、建築確認が得られることになったところでございます。

○平木大作君 今御答弁いただきました。ちょうどこのCLTについて私最後に質問させていただいたのが大体二年前でありまして、当時は林野庁の方でJAS規格を作り、そして改めて国交省の方で建築法について規格を作っていたということ、まさにボールを渡したというふうな形の答弁もあったのかなというふうに思っております。ある意味それが今度は再びボールが戻ってきた。今度は、農林水産省あるいは林野庁だけではなくて、国交省とも連携しながら一緒になってこれをしっかり育てていかなければいけないというステージに来たんだと。その意味で、本当にこれ心待ちにしていた建築基準なわけでありまして。

ただし、改めて今日まず確認しておかなければいけないんですけれども、今回の建築物の設計については、CLTパネル工法の策定におきましては、基本的には建材としてのCLTがようやく勝負の土俵にのることができたということだけでありまして、まさにこれから、じゃ、どうやって

具体的にCLTを使った建築物の需要をつくっていくのか、マーケットをつくっていくのかということ、これはもう本当に一からやっていくかなければいけないというところにあるわけでありまして、ここをしっかりと、これ国交省だからとか林野庁だからとかということの区別なしに、これはもう一丸となってやっていかなければいけないということであるというふうに思っております。

今御答弁の中でも、例として燃焼代設計のことを触れていただきました。今回の告示によりまして、例えば三階建てまでの建物であれば、いわゆる石こうボードみたいなものを張らずともこれから建築物建てるのができるようになるわけでありまして、この基準作ったからといって果たして、じゃ、例えば戸建ての住宅、一階建て、三階建てのいわゆる木のあらわしの住宅とてだけの方が建てるかという、基本的にはなかなか手が挙がらない話だと思ふんですね。

外側全部木のまま、いわゆる石こうボードを張らないような住宅をどれだけの人が建ててくださるか。このままだとニッチで終わってしまうわけでありまして、ちゃんと需要をつくっていくということを取り組まなかつたら、やっぱりなかなかこれは進み話ではないわけでありまして。

国産材利用の切り札として大変期待の高いCLT、そういう意味ではやっぱりまだまだこれから越えなければいけない壁、大変高いんだろうと思っておりますけれども、現在、この告示に関する解説ですとかあるいは設計・施工マニュアル、こういったものも準備されながら、秋ぐらいからというふうな何ってありますけれども、全国各地で講習会も予定されているというふうにお伺いしております。

ある意味今後これ普及をどう進めていくのか。今日、委員の皆様のお手元には配付資料を一枚配らせていただきました。これは平成二十六年の建築物の内訳を面積比で表したものでありまして、左側が住宅向けのもの、右側がそうでないもの。そして、大体ざっくり見ていただくと、住宅とい

うのはそれ以外のものの大体二倍ちょっとぐらいの、面積でいうと、マーケットがある。そして、見方としては、左から順に一階、二階、三階と振ってありますけれども、右に行くに従って高層の住宅になっていくわけでありまして、このうち下側の濃い色の分がいわゆる木造の建築物になります。見ていただいて一目瞭然でありまして、基本的には木造建築というのは住宅向け、しかも大分低層、大体二階までのものが主に木造で造られているわけですね。

こういうものをちゃんと見ながら、じゃ、これからCLTって一体何に使っていくのか。住宅向けなのか、そうでないのか。あるいは、構造体に使わないとしても、例えば床材に使う、天井に使う、あるいは間仕切りに使う、こういう部材部材で使っていくとしたら一体どこに向けて発信していくのか。また、建築業界といっても様々あります。設計を担っている皆様もいろいろあれば建築そのものを担う方たち、あるいはディベロッパーもいればハウスメーカーもいる、工務店もいろいろと。様々な方が携わっているわけでありまして、今一生懸命準備していただいているいわゆる解説の資料とかマニュアルもどこに向けて一体出していくのか、講習会、誰に一体来ていただいて一緒にやって取り組んでいただけるのか、こういうことをしっかりと見据えなければ、なかなか前に進まないというふうに思っております。

今後、こういう取組、普及について、一体どのような形で取り組んでいくのかについてお伺いしたいと思っております。

○政府参考人(公井敏君) CLTの普及についてのお尋ねでございます。

まず、先生が議場で配付されたこの資料にありますとおり、建築分野での木材利用につきましては、左側の住宅分野、これは一、二階では木造率が非常に高いものの、三階建てではもう非木造が多くなり、主に集合住宅となります四階建て以上ではほとんどが非木造で着工されているというの

が現状でございます。右側の非住宅ですけれども、オフィスビルですとか役所の庁舎あるいはショッピングセンターなど、そういった不特定多数の方が出入りする非住宅については、低層のものも含めましてほとんどが非木造になっているというのが現状でございます。

こうした中で、これから中高層建築にも利用可能なCLTについて、本年四月までに関連の告示が施行されたことを踏まえまして、今後は、CLTの安定供給体制の構築とともに、これまで木材が余り使われてこなかった中層の集合住宅の分野、あるいは右側の方の非住宅の分野でCLTが実際の建築物に積極的に活用されるための環境づくりが特に重要となってくるというふうに考えております。

その際のCLTの使い方ですけれども、壁とか床版などの主要な構造の全てをCLTで構成するいわゆるCLTのパネル工法に加えて、鉄骨や鉄筋コンクリートとの混構造、あるいは軸組み工法など他の木造工法との組合せなどによる部分利用、そういったものも有望であるというふうに考えております。

これまでも、農林水産省、国交省、協力し合いながらCLTを活用した実証的な建築への支援を行ってきたところでございますけれども、今後、CLTを本格的に普及させていくということとなりますと、更に一層、国交省等関係機関とも連携しながら、一つはCLTの設計・施工マニュアルの整備、あるいは講習会の開催、その際に、先生からも御指摘がありましたように、パンフレットの作成等を通じて、一つは施工の方、そして設計者、施工者、いろんな関係者にCLTの、どういうものなのか、どういうところに優位性があるんだとか、そういうものを周知してCLTの利用を促していく、こういうことが重要かなと考えているところでございます。

○平木大作君 今答弁をお伺いしまして、すごく心強く思いました。こうやって今既存のものをみていっても、例え

ば木造といえはやっぱり低層の住宅だろうという頭があるわけですが、ある意味ここを一生懸命代替しようとしても余り意味がないわけですね。木造のものをまた別の木造で造ったところで、恐らく国内の需要ってなかなか大きくなるわけではない。海外から来ているものを代替していくというやり方がありますけれども、やはり今おっしゃっていただいたような中層の集合住宅ですとかあるいは非住宅の分野、また、なかなか木材が使われていないところ、こういったところについて狙いを定めて取り組んでいかれるということがまず大事だということに思っております。

また、こういう一つ一つの中身を見ていくと、非住宅のところ、例えば三階建てまでのもの、ほとんどが木造じゃない、いわゆる非木造となっているんですけど、これほとんどがスチール造なんですね。であれば、スチール造と比べたときに、じゃ、CLTを使うと何がいいのかということにしつかり特化してやっぱりマーケティングしていくということだと思っております。これは、是非力を入れてこれから取り組んでいただきたいと思っています。

このCLTの普及について取り組まれるという中で参考になるのは、これ先進事例としてこれまでも日本も一生懸命見てきた、やっぱりヨーロッパでは大分需要が進んでいるということでありまして、以前私した質問の中でも、答弁で、欧州におけるCLTの生産量、二〇二〇年までに大体七十五万立米と、二〇二二年比で倍ぐらいに成長するだろうということが述べられました。ただし、そのときは理由について語られなかったんですね。

一体どういう理由でこれ今ヨーロッパにおいて急速な普及、CLT、しているのか、お伺いしたいと思っています。

○政府参考人(今井敏君) 欧州におけるCLTの普及の状況についてのお尋ねですけれども、CLTは一九九〇年代の中頃からオーストリアを中心として発達してきた新しい木質の構造用の材料で

あります。

ヨーロッパにおける生産量は、一九九五年時点ですべて年間二万立方程度であったものが、二〇〇九年には二十二万立方、その後、二〇一二年には四十万立方というふうに急増しているというふうに報告がされております。

その欧州におきますCLTの急速な普及の要因につきまして、一般社団法人日本木造住宅産業協会が平成二十五年に取りまとめた報告書によりますと、何点か報告されておりますが、一点は、まず、木材が再生可能な資源で二酸化炭素の排出量を抑制することができる環境面の点、さらに建物の重量が軽くできる点、さらには鉄筋コンクリートに比べて工期が短縮できる、そういう点が重視されまして、鉄筋コンクリートの代替として急速に普及されたというふうに報告がされております。

昨年夏には林野庁の担当職員も欧州にCLTの利活用状況の現地調査に派遣したところでありましたけれども、今後とも欧州の先進事例の情報収集や分析を積極的に行いながらCLTの普及に努めていきたいというふうに考えております。

○平木大作君 是非私の方からお願いしたいのは、林野庁、国交省共に、欧州で建てられたCLTの例えば中高層建築について、徹底してこれ携わっていた例えば建築業者の方とか設計者とか訪ね歩いていただきたいんです。今御答弁いただいたような要因、私も否定しません。そのとおりだなと思うんですけども、キードライバーになったもの、やっぱりこれが一番の決め手なんだなというものをしっかりと突き止めていただきたいと思うんです。

例えば、私も欧州の建築基準について余り詳しくありませんけれども、中高層の集合住宅建てたというのであれば、これ間違いなく、例えば欧州、地震のない国であったとしても防火のことを当然考えなければいけないので、あらわしでは造っていないはずなんです。そうすると、例えば木目とかいった意匠性、デザインとかいうよりも、石こ

うボードの中にある、ちゃんとした経済合理性あるいは断熱性能などのCLTの部材としての性能、こういったものにやっぱりちゃんと着目されて部材として、建材として使われたということだと思っております。これ、そうであれば、ある意味日本の中でも応用が利く、横展開が十分できる話だなというふうに思うわけです。

一方で、今冒頭おっしゃっていただいたような環境性能ということをもし一番のやっぱりキーファクターですということであれば、日本でも同じように広げようとしたときには、CLTという建材は高いけれども使ってくださいという形で、例えば法律で規制するですとか、ルールをある程度国の方でガイドしていかなかったら、基本的には経済合理性の方が優先されてしまう。ですから、ここの見極めをすることによって次に打たなきゃいけない手って見えてくるはずなんです。

ですので、是非現場へ行って、今いろいろ要因述べていただきましたけれども、是非、実際に建築、設計、携わられた皆さんから直接お話を聞いて、じゃ、日本でどうやってた需要が喚起できるのか、これ施策に生かしていただきたいということをお願いしたいと思っています。

ちよつとここで、このCLTの工法、建材としての性能により注目してお話を伺いしていききたいと思うんですけども、結局、CLTパネル工法の売り、あるいはCLTの建材としての売り、これをしっかりと磨いていかなければいけないわけでありまして、ここについてはこれまで国総研ですとか建築研究所ですとかあるいは林野庁の方で連携しながら、これまでも様々な性能の検査を行ってきたいております。

そこで、お伺いしたいんですけども、この検査を通じて現時点で分かっているCLTパネル工法あるいはCLTの建材としての優位性、とりわけ今後競合すると思われまます例えばRC造ですとかスチール造、こういったものと比べても何が一体優れているのか、この点について端的にお答えいただけたらと思います。

○政府参考人(今井敏君) CLTパネル工法あるいは建材としての優位性のお尋ねですけれども、壁や床版などの主要な構造の全てをCLTで構成するいわゆるCLTパネル工法と鉄筋コンクリートや鉄骨造との関係を比較いたしますと、CLTパネル工法はあらかじめ加工したパネルを現場で組み立てるものですので、コンクリートの養生だとかも必要がなく施工性が非常に早いというメリット、あるいは建物の重量は木ですので軽くなるので基礎の方が軽減できる、そういった優位性が期待されております。

また、CLTを建物全体の構造材として利用するのみならず、鉄筋コンクリートの、鉄骨のビルの床や壁など部分的に利用する場合の部材としての特徴といたしまして、軽量であり施工性が高く建物全体の重量も軽くなるということのほか、面で支えることにより地震に強く耐震補強としても利用が可能であるといった点、あるいは断熱性が非常に高いといった、鉄筋コンクリートや鉄骨造との比較において優位性が期待されているというふうに承知をしております。

そういうことを踏まえまして、これからCLTパネル工法やCLTの建材としての優位性、メリット等につきまして、国交省とも連携しながら、それをまさに設計者や施工業者向けの講習会の開催ですとか、あるいはこれまでやってまいりました実証的な建築物の建設等を通じて、そういう関係者の方に周知、普及をしていきたいというふうに考えております。

○平木大作君 今御答弁いただいたとおり、私も、CLTって何も国内の森林資源の有効活用とかそういう観点だけではなくて、ある意味国内の建築業界が今大変強く持っている危機意識にも合致した工法であるし、すばらしい建材であるというふうに思っております。

私の限られた知見の中でも、やっぱり今建築現場ってなかなか型枠職人さんですとか職人さんを確保するのが本当に大変だと、またいわゆる現場の技術といったものの伝承というのがなかなか難

しいというものにずっと長年直面しているわけでありまして、この中でだんだんだん、どちらかというと、現場で造るというよりはまさに工場の中で、コンクリートの場合も現場で養生するんじゃないかなるべくプレハブにして、木造の場合だったらプレカットにして、なるべく大型のものにして、そして現場でばちばちと組み上げていく、こういう形で今建築の在り方自体が大きく変わろうとしている。本場に時流に合致している工法であるし建材であるというふうに思っております。このタイミングを捉まえてしっかりとこれ普及の後押しをしていただく必要があるんだらうと思っております。

そこで、現時点でもう既に見えている課題についてお伺いをしたいんですけれども、現時点で既に一つだけ明らかな課題がありまして、それは、CLT、コストなんです。一立米当たり現在十五万円程度というふうにされております。これが普及が進みつつある欧米においては、大体一立米、同じサイズでも六万円から七万円ぐらいというふうに言われております。

端的にお伺いしたいんですけれども、これ、日本においても同じ水準、六万円、七万円まで下げることでできるんでしょうか。また、これ仮にできたとして、またRC造とかスチール造と比較して遜色のない水準と言えるんでしょうか。

○政府参考人(今井敏君) CLTの単価についてですけれども、現状におきます我が国のCLTの利用につきましては、まだ少量を受注生産するというような形態でありますので、一立方メートル当たり約十五万円程度の価格になっているというのが現状でございます。

ただ、今後、需要が拡大しまして生産面におきましても量産の体制が構築できれば、一立方メートル当たり七、八万円ぐらいにすることが可能で、そうした場合には欧州の一立方メートル当たり六、七万円とほぼ同水準に下げることが可能であるというふうに考えております。

さらに、現在、一立方メートル当たり十五万円

程度のCLTの供給単価を前提に、CLTパネル工法の建設費の単価というのは民間の試算で一立方メートル当たり約二十七万円ということ、鉄筋コンクリートや鉄骨造の二十四万円と比べ二%ほど割高となっているという試算がございます。

ただ、これにつきましても、先ほど申し上げましたように、量産体制等が整いましてCLTの単価が一立方メートル当たり七、八万円ぐらいまでの水準が達成できると、CLTパネル工法の建築コストと鉄筋コンクリート造あるいは鉄骨造との価格において遜色のない水準に持っていくというふうに考えております。

○平木大作君 今こうしてお示しいただいたように、まずは建材としての立米当たりのコストをしっかりと下げていく、これも大事なわけですが、これまでの答弁の中にもう触れていただきましたが、本質的に大事なものは全ての工期にわたって掛かるいわゆるフルコストの部分ですね、これでもちゃんとCLT使っても低減させることができるんだということがやっぱり重要なわけであります。

そこで、お伺いしたいんですが、例えば、私もこれ有望だと思っているんですが、中層の住宅、五階建てとか七階建てとかの集合住宅を造るときに、CLT工法では、工期ですとかあるいは建築に掛かる総コスト、一体どの程度と見込めるのか。これは、例えば同規模の建築物をRC造とかスチール造で造ったときに比べてどの程度の工期の短縮につながるのか、コストの圧縮につながるのか。これ、試算で結構ですのでお示しいただきたいと思っております。

○政府参考人(今井敏君) 七、八階建ての集合住宅を造る場合のCLTパネル工法と鉄骨造、鉄筋コンクリート造とコスト比較ですけれども、まず、建設コストにつきましては、現場の状況ですとか建築資材の調達時の価格等の条件により大きく変動するものでありますし、また、現実には七、八階建ての高層の木造での建築例というのがほと

んどないのであくまでも試算ということになりますけれども、民間の試算におきまして、例えば七階建ての延べ床面積五百平方メートルの共同住宅を建築した場合の試算というのがございます。

現状では、CLTパネル工法では一億七千万円程度で工期が四・五か月、それに対して、鉄筋コンクリート造あるいは鉄骨造では一・五億円で工期が五・五か月、価格でいきますと二千万円程度CLTパネル工法の方が高く付きますけれども、工期が一月ぐらい短いというような試算があるということは承知しております。

今後、国土交通省ともまさに連携をしながら、こうしたCLTを使った建築事例を積み重ねながら、その際に、コストや工期等に関する実際のCLTパネル工法と鉄筋コンクリートや鉄骨造との数値でのデータの取得をきちっと行いながら、そうしたデータを施主とか設計者あるいは施工業者、そういう人たちに公表しながら、単に定性的なCLTのメリットだけを周知するのではなくて、数値データの裏付けとともに、より説得力を持った形でCLTの普及ができるように努力をしていきたいというふうに考えております。

○平木大作君 今も試算でお示しいただきました。私、これ実際にやってみたらものと逆にCLTの優位性が出てくると思っております。現場でコンクリートの養生をしなければいけないRC造に比べて、もっとも工期だって短くなるしある意味重量がそもそも軽いわけでありまして、基礎工事も含めて簡素にできるはずであります。是非お願いしたいのは、割と実はCLTの建築物っていろいろところで今試作というか造っていただきました。

ただ、どれもいわゆる低層のものばかり、あるいは公共建築のちよつと大きなものばかりでありまして、まさに市場としてこれから狙っていくような中層の住宅、是非これ、例えばもう隣同士でCLTの中層七階建て、隣にRC造、スチール造と全部並べて造っていただきたいんです。そうすると、もう本当に論より証拠で、実際にここ住め

ますよ、売れますよという形で隣同士で造っていただいたら、やっぱり優位性ってしっかりと目に見えて分かってくるというふうに思っております。是非ともこれから、先ほど見ていただいたように、まだ中層のそもそも木造の建築物ってないわけですから、こういったところは是非政府として取り組んでいただきたいと思っております。

最後の問いになりますけれども、結局、私の今日の結論でありますけれども、これ、やっぱり需要をつくるって本場に長い時間が掛かるわけですね。パンフレットの例えば作成ですとか解説の作成、説明会、どんなことやった方がいいかと思ひます。ただ、そうしたことが必要になって現れてくるには、はつきり言って年単位の時間がやっぱり必要なのであります。

今回質問に立つに先立ちまして、久しぶりに銘建工業のCLT協会の中島社長といういろいろお話しさせていただいたんですが、銘建工業にも三月末に大型の工場を竣工していただいたわけでありまして、どうですか、例えば単価下がらうですかとお話をしたら、いや、もう単価下がらなくても立米当たり七万円です。売りますかということをおっしゃっているわけですね。何でもかいたうと、要するに、もう工場を築いてオープンしたんだけれども、注文なんか来ませんと言っています。当たり前で、自分がその最初の一人になろうなんという奇特な方はやっぱりなかなかないんじゃない。

そういう中において、まずやっぱり当面の間というのはある程度需要をつくり出すような施策をしっかりとやっていかないと、これ、工場を造ったはいいいですけれども、稼働が、本当に底をはっていったら、コストも下がらない、稼働もしない、需要が全く起きないという本場に惨たんたるものになつてしまふわけでありまして、せっかく今ようやく工法も含めて完成した、土俵にのつたわけでありまして、しっかりとこれから例えば政府とし

でもできることたくさんあると思います。

民間の先導的な取組をしつかり後押ししていただく、あるいは公共建築物造るときに、学校ですとか庁舎ですとか、様々なものにこれしつかり使っていただくことによってまず最初の数年間需要をつくる、取り組んでいただきたいわけですが、この点について御答弁を最後お伺いしたいと思います。

○国務大臣(森山裕君) C L Tは国産材の新たな需要先として大きな期待が寄せられております。その利用の拡大のためには、国産C L Tの安定・低コスト供給体制の構築のほか、C L Tが実際の建築物に積極的に利用されるための環境づくりが重要であると認識をしております。

その際には、政府としても積極的かつ計画的にC L Tの優位性をPRしつつ、民間の集合住宅への利用や公共施設等の非住宅など、これまで木材が余り用いられてこなかった分野へのC L Tの活用を促していく姿勢を持つことが重要であると考えております。

こうした観点から、農水省としては、民間のC L Tを利用した建築物について、平成二十六年より先導的な実証建築への支援を行い、施工ノウハウの蓄積や周知を通じ、住宅メーカー等がC L Tに取り組みやすい環境をつくるとともに、公共建築物については公共建築物等木材利用促進法に基づきC L Tを含めた公共建築物の木造化、木質化を進めているところであります。

今後とも、関係機関と連携しながらC L Tの利用の拡大に努めてまいりたいと思っております。一定のところまで行かないとなかなかコストが下がりにませんので、そのことをしっかりと認識をして対応してまいりたいと考えております。

○平木大作君 全力での取組をお願い申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。

○紙智子君 日本共産党の紙智子でございます。私からも、熊本地震について質問をさせていただきます。

熊本県、大分県地方を中心に大規模な地震が発生をして、今も余震が続いています。まず、被害に遭われた皆さんのお見舞いを申し上げますと同時に、地震対策に奮闘されている皆さんに敬意を申し上げます。

私は、四月末に熊本市、それから益城町、西原村、菊池市、それから阿蘇市、大津町を回って被災者の皆さんから現状や要望を聞いてまいりました。それで、命と健康に関わる避難生活の改善の問題ですとか当面の住まいの問題ですとか仕事やインフラの整備など多岐にわたる要望をお聞きしましたけれども、今日、農水委員会ということもありますので、農業問題を中心にお聞きをしたいと思っております。

阿蘇地域では観光と農業が地域経済を支える両輪だという話がありました。観光客が阿蘇地域全体で年間約一千五百万人だと、阿蘇市だけでも約五百五十万人ということなんです。ところが、二〇二二年には九州北部豪雨の被害を受けた。それから大雪被害も、知られていないですけれども、大雪被害もあった、それから阿蘇山の噴火もあった。このゴールデンウィークは久しぶりに観光客も増えて地域が元気になると思っていたやささの地震だったということ、非常にショックが大きい。営農を断念したり、旅館業の方たちも本営にどうしたらいいのかということ、非常に不安で、撤退する経営者が出ないかということも心配されています。

一方で、インフラが早く整備をできて地域の方が安心して住めるようになれば農業や観光も再開できる、道路ができれば観光客も来てくれる。だから、自分だけではなくて、周りの業種全体が元気になるこそ復興になるんだという話も出されました。このように地域全体が元気になるように支援するということが今本当に大切だと痛感しているんです。

大臣も被災地に行かれました。二回行かれたと思います。それで、十三日には補正予算も提出するということでもあります。現在、活用できる

制度を活用するのはもちろんなんですけれども、やはりよく言われるところの省庁の縦割りとかがなくて、本当に柔軟に対応できる支援や予算を組んで、生活はもちろん、農業や観光全体が復興復興できる支援をすべきだと思います。

そこで、まず政治家としての森山大臣の認識を伺いたいと思います。

○国務大臣(森山裕君) 紙委員にお答えいたします。

私も農家の出身でありますから、まず地震が起きて最初に考えましたのは、田植の時期であり、田植ができない農家の皆さんのお気持ちというのは複雑だろうなというふうにまず思いました。それと、麦の生産を頑張っておられる地域でありますから、麦の収穫が始まるであろうに収穫はできるだろうかということ、これをまず心配をいたしました。

そんなこと等もあり、二日の日に現場を見させていただきました。知事とお目にかかり、いろいろ懇談の機会がありました。知事のお言葉の中で、将来の熊本の農林水産業の発展を考えた創造的な復興をしたいのだと、こういうお話でございました。そのためにいろんな対応をお願いしたいというお話でございました。

ただ、現場を見て皆さんが非常に御心配をしておられるということもよく分かりましたので、できるだけ今の現行の制度の中でやれることはまずお示しをすることが大事だろうということで、昨日一定の方向を示させていただき、あと、補正予算をお願いを申し上げ、御審議をいただいた上でいろんな対応をしなければなりません。やはり現場を見ますと考えられないような状況でございますので、できるだけこのことをやらなきゃいけないなというふうに思っております。余り前例にとらわれることなく、今言われたとおり、各省庁の縦割りにとらわれることなくしつかりした対応というのが必要だろうと思っております。まさに内閣においてもそういう考え方は一致しておりますので、我々としてもできるだけ努力をさせていただきます。

ただきたいと思っております。

○紙智子君 省庁の縦割り越えてというのか、できる限りのという話をされて、この点では気持ちは一緒だなというふうに思いながらお聞きしました。

それで、余震がまだ続いていますので、やつぱり緊急を要する支援ということとともに、中長期的に使える支援が必要だというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、酪農、畜産についてお聞きをいたします。私は、西原村の酪農家の方と、熊本の赤牛というんです。赤い色の牛、育てている畜産農家を訪問したんですが、乳牛百頭飼っている酪農家の方は、パトロールの人が走ってきて危険ですから避難してくださいというふうに戻ったというんですね。しかしながら、生き物を飼っているから離れることできないんだというふうに言っていて、牛の世話とか施設の復旧に自分としては当たってきたというふうに言われました。

最初二日間、水が出なかった。それで、自分のところの地面を掘り返して、中の水道管が壊れていて、その管を自分で取り替えて水が流れるようにして牛に水を与えるようにしたんだという話がありました。それから、牛舎も飼料を入れた小屋も壊れた。牛も犠牲になった。亡くなった牛がいますけれども、牛は、それで大丈夫なところに移して飼っている牛もある。で密飼いになっっているわけですね。狭いところに詰め込む。使える牧場がないか、離農した農家の牧場がないかということで探しているという話がありました。この地域と更に阿蘇の地域もあるわけですが、阿蘇地域全体をいけば相当の被害が出ているということもお話を聞いていました。

【委員長退席、理事山田修路君着席】

それでですけども、やはり一つは水の確保、壊れた牛舎の撤去費用ですとか再建の支援、それから密飼い状況を緩和するための牧場の確保、公営の牧場がないかとかも含めて空いているところがないかと。それから、納屋の倒壊によって被害

を受けた農機具などへの支援などするべきではないかと思うんですけれども、この点についていかがでしょうか。

○政府参考人(大野高志君) お答えをいたします。

ただいま委員御指摘のとおりでございますが、今回の地震に伴いまして畜産農家にも畜舎の損壊等の被害が生じているところでございまして、また熊本県からも支援の御要望を頂戴しているところでございます。

このため、昨日、九日でございますが、被災農林漁業者の方々への支援対策を公表させていただいたところでございまして、畜舎等の再建、修繕への支援として被災農業者向け経営体育成支援事業を發動しまして、畜舎や農業用機械等の再建、修繕に要する経費を助成することとしております。また、農畜産業振興機構の事業によりまして給水施設の復旧、それから家畜の避難に伴います簡易畜舎の設置、これらについても支援することとしております。

農林水産省としましては、迅速かつ的確な復旧に向けまして、引き続き経営体育成支援事業の充実など追加対策を検討してまいりたいと考えております。

○紙智子君 端的にお答えいただきたいんですが、農機具なんかはどうでしょうか。

○政府参考人(大野高志君) 農機具の補修等についても検討させていただきたいと思っております。

○紙智子君 どうもありがとうございます。

それでは次に、菊池市、菊池市の場合には中山間地域なんですけれども、ここに、非常に急斜面地で棚田を造っているところに行きました。三町五反で主に米とゴボウを生産している農家を訪問したんですが、今日お配りした資料の写真の一枚目がその場所なんですけれども。

(理事 山田修路君退席、委員長着席)

それで、地震でのり面が幾つも地割れが発生している。それから、農道にも水路にも亀裂が入っているんですね。水源までは十キロ程度あるよう

なんですけれども、中にトンネル水路も造つていて、一番長いトンネル水路でも三百メートルあると聞きました。亀裂が入っているわけですから、中がどうなっているかというのを調べなきゃいけない。水を入れたら二次災害が発生する可能性もあるということで、今年、作付けができるかどうか見通しが立っていないという話をしました。作付けするにはやっぱり危険性を、それに配慮しながら水を確保すると。流してみても、使えるものか使えないものかということやらなきゃいけないんですけど、そういうことが必要だと。

それで、間もなく梅雨の季節に入ってくるということで、それまでに中山間地の棚田とか農道それから水路の点検を行って、当面の応急復旧への支援を行うと。それからさらには、災害復旧に向けて測量や設計図の作成や圃場整備、こういった支援も急がなきゃいけないんじゃないかというふうに思っただけなんですけれども、この点いかがでしょうか。

○政府参考人(末松広行君) お答えいたします。

今般の熊本地震に関して、農地、農業施設の災害復旧、急がれるところでございます。中山間地域においても被災状況の調査を行い、また緊急にできることについては、災害査定の前に応急工事の着手が可能となる査定前着工制度を活用して早期復旧を図っていただきたいというふうにしております。

調査などについては、全国の地方農政局や土地改良団体から熊本県の意向に沿って農業土木の技術者を派遣して、迅速な調査とか復旧のための人的支援を行うこととしております。

さらに、今般の地震が激甚災害に指定されたことから、一定の要件を満たすものについては、災害復旧事業の申請に必要な査定設計書の作成の費用も、査定設計委託費を補助の対象というふうにさせていただくこととなります。

引き続き、県、市町村などと連携を図りつつ、被害状況の把握に努めるとともに、農地や農業施設

設の早期復旧が図れるよう支援してまいりたいというふうに考えております。

○紙智子君 ありがとうございます。応急復旧とそれからやっぱり本格的な復旧と、両面でやっていただきたいと思っております。

訪問させていただいた棚田なんですけれども、乗用車でも行けないような本当に急なところを細い道を通っていったところであつて、ちょうど輪作でゴボウが植わさっていたんですけど、長く根を下ろすんですけど、途中で切れてしまっていて、これはもう全滅だという話があつて、こういうところも目を向けていただければいい対応していただきたいと思っております。

それから次に、阿蘇市の農業についてなんですけれども、配付させていただいた写真の二枚目を見てください。これは仁比聡平参議院議員と私が写っているんですけど、これ、隆起したのか陥没したのかちよつと分からないぐらいなんですけれども、大体胸の高さまで段差ができていてという状況になっております。

それで、阿蘇市の圃場は、黒川と地下水から水をくみ上げて、多くのパイプラインを通して水を供給している。土地改良区では、地震直後の十八日から自分たちでパイプラインの点検をやっているんですね。分かっているだけでも漏水箇所が百五十か所あると言っていました。それから、電気が復旧してからも使えないポンプも出ているというところなんです。標高が高い阿蘇市なので、五月連休がちょうど田植の時期になるというふう

に言っているんですけど、水が来っていないので代かきもできないという話でした。大雨や大雪や阿蘇山の噴火や今回の大地震、毎年自然災害が続いて、これを機に離農する人が出るんじゃないかというところの心配をされていました。

ここは中山間地域と違って、大規模な農地整備が行われてきたわけですね。被害の全体像の把握と、これまだできていないということでもあつたんですけど、全体像の把握と、それから水路、農道、圃場を整備する支援を行うべきだと思いま

すけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(末松広行君) 阿蘇地域においても甚大な被害が出ておりまして、その状況の把握、大切だと思っております。基本的には、地元、一番近い市町村が被災状況を調査して県に報告して集約されるということになっておるわけですが、先ほど申し上げましたとおり、地方農政局の農業土木技術者等の現地派遣などをして、人的にできるだけ市町村の活動を支援してまいりたいというふうに考えております。

また、先ほど同じになりますが、必要なこと、例えば査定前着工制度とかの活用とか、そういうことも踏まえて対応していきたいというふうに思っております。

○紙智子君 どこを訪問しても、亀裂や水路の断裂というんでしょうか、非常に深刻だと思いましたが。迅速な復旧対策をお願いしたいと思うんですけども、それでも作付けが困難になる地域も相当出るんじゃないかということも懸念をされております。阿蘇市では、亀裂は相当深いものがある、安易に再開すると二次被害が出かねないという問題もあります。大豆やソバは、作れるところはいんですけれども、作れない、合わないところもある、作付けが困難な地域が出る場所があるというふうにも話をされました。

東日本大震災のときに、作付けが困難な地域において被災農家の経営再開支援事業というのをやっています。営農再開に向けて復旧作業を共同で行って、被災農業者に対して支援金を交付したと思うんですね。

大臣、十三日に補正予算を提出されるということもあるわけなんですけれども、営農を継続するための特別の支援策、これが必要だと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(森山裕君) 地域によっては、用水の確保ができなかったり田んぼに水を張ることができずに稲の作付けが困難な可能性があることは重々承知しております。まず、このような地域においても大豆やソバといった他の品目への転換

などにより所得を確保していただくことが重要であると考えますけれども、今先生言われたとおり、特に阿蘇の辺りは厳しい状況にありますので、なかなか全て何も植えられない状況がいつとき続くということも予測をされますので、東日本大震災のときの対応等を参考にさせていただいて、しっかりと対応をしたいと考えております。

○紙智子君 是非よろしく願います。これ柔軟に考えていただいて、当面する展望が、希望が持っていていけるようなことを是非検討していただきたいと思います。

続きまして、次は福島の問題について、農業の再生の問題でお聞きしたいと思います。

カリウムの問題なんですけれども、福島県の農家は、原発事故の影響から福島の営農、農業を再生させるためにずっと必死に頑張っているわけです。先日、四月二十六日に、福島県の農民連、運動の連合会が東京電力と政府に要請に来ました。

私も実は同席をしたんですけれども、その場で提起された問題について質問をしたいと思えます。

福島県では、牧草の放射性セシウムの吸収抑制対策として牧草にカリウムなどを散布をしています。もちろん、これ牧草を家畜に給与する際にはカリウム濃度に注意する必要があるわけですから、その草地で育てた牧草を牛に給与したところ、牛が死亡する事態が発生しました。ある農家は、発熱があつて治療したんだけど、その後貧血で立たなくなつて死亡したというふうに言っています。

こういう事例についてはつかんでいるでしょうか。つかんでいるとしたら、いつ把握されているでしょうか。

○政府参考人(大野高志君) お答えいたします。

本年四月二十六日、まさに福島県農民運動連合会から原発事故によります損害賠償等に関する申入れございまして、その中で、牧草地の除染により牧草がカリウム過剰になり、牧草を食べた牛が相次いで死亡したといったお話をお伺いしたところでございます。

私どもとしましては、この申入れを受けまして直ちに福島県に対して事実関係を調査するようお願いしたところでございます。

○紙智子君 そうしますと、把握したのはその二十日でしょうか。

○政府参考人(大野高志君) そのとおりでございます。

○紙智子君 なぜそういうふうになっているのかという原因についてはいかがでしょうか。

○政府参考人(大野高志君) 今回の福島県内で除染を行った牧草地の牧草が給与されて死亡したとされる牛の死亡原因につきましては、牧草中のカリウムが過剰であつたかどうかということを含めまして現在福島県が調査を行っているところでございまして、現時点で死亡原因についてコメントさせていただくのは差し控えていただきたいと思ひます。

○紙智子君 この件で東京電力に賠償を求めたそうなんです。そうしたら、弊社としては当件に関する賠償は応じかねると判断しましたので御理解いただきますようお願いいたしますという回答があつたと聞いているんですが、こういうことについて、この事実については御存じでしょうか。

○政府参考人(大野高志君) 先ほどの四月二十六日の申入れを受けて、私どもから東電に確認いたしました。そうしましたところ、今年の二月十日に、当時のJAそうま、現在はふくしま未来から東電に対して死亡牛の請求の可否についての問合せがございまして、二月十八日に東電から、当件に関する賠償には応じかねる旨の回答をしたというふうに聞いております。

いづれにしても、本件について把握した後、まずは福島県に対して事実関係を調査するようお願いしたところでございます。

○紙智子君 福島の酪農家は、原発事故による放射性物質の汚染で苦しんで、その後の除染をめぐっても営農をめぐっても非常に苦しみが続いているわけですね。なぜ牛が死亡する事態になったのかということ

については今調査をするということではありますので、被害に遭つた農家はもちろん、やっぱり直接農家ですとか獣医さんとか、それから東京電力からも事情を聞くべきだというふうに思うんですね。

ちよつとこの点については大臣の御認識を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(森山裕君) 放射性セシウムの吸収抑制対策としてカリウムを牧草地に施肥し、その牧草を食べた牛が死亡したとされる本件につきましては、現在福島県を通じて事実関係を調査中であり、福島県の報告を踏まえて適切に対処してまいりたいと考えております。

これまで農林水産省として、牧草中のカリウム過剰の悪影響を抑制するために、土壌分析結果等を参考に適切な量のカリウム施肥をすること、分曉前後の搾乳牛などのマグネシウム欠乏症を起しやすいた牛に対してはミネラルの補給などの管理が必要であることについて、平成二十四年八月にマニュアルを作成するとともに、平成二十四年四月にも指導文書を出し、指導を行つてきたところでありますが、今後更に周知徹底をしてまいりたいと考えております。

また、このような指導を踏まえて、必要な場合には引き続き土壌や牧草中のカリウム濃度の検査を行うよう、更に指導を徹底してまいりたいと考えております。

○紙智子君 事故が起きて直後というのはみんな本当に混乱していて、何とかしなきゃいけないというところで指導があつて、カリウムをずっとまいたと思うんですね。そういう意味ではやっぱり指示をした。しかしながら、それに対応策も出しているけれども、それが果たしてどのぐらい徹底されたかという問題もあると思うんですけれども。

いづれにしても、実情を直接農家だとか獣医さんだとか関係者のところから聞き取るということでは、おやりになるということではよろしいでしょうか。

○国務大臣(森山裕君) 死亡牛があつてはいけないうことなんですけれども、それは農業共済のデータを見ていただければ分かりますとおり、どこでも幾らか死亡牛は発生をしております。それがどういう形になっているのかということ、この因果関係というものをよく調べなければいけないのだからと思ひます。

そういうことを今福島県を通じて御調査いただくようお願いをしておりますし、我々としてもできるだけ、農家にとりまして大変心配な話でございますので、対応をしたいと考えております。

○紙智子君 要するに、獣医さんとか農家からも、被害遭つたところからもお聞きになるということではよろしいですか。

○国務大臣(森山裕君) 地方参事官もおりますし、そういう人々たちを通じてよく現場の事情を聞かせてみたいと思ひます。

○紙智子君 今大臣おっしゃいましたけど、死亡原因の把握と予防措置、これをとつていかなきゃいけないというふうに思ひます。

福島の復興を加速させるというのが政府の方針でありますから、酪農家が営農をいち早く安心して続けられるようにすることでは早急な対策を打つべきだと思ひます。今おやりになるということだったのでこれ以上は聞きませんけれども、是非しっかりとつていただきたいということをお願いいたします。

福島県の農業は、原発事故の影響を受けて、出荷停止ですとかあるいは農産物の価格低下、さらに、野外で農作業をすることによって放射性物質の影響というのを心配しながら、被曝への不安というのを抱えながら、いろんな困難を抱えながら、この間、農業と地域の復興のために頑張っておられるわけですね。

是非、情報を敏感につかんで一つ一つの事案に対して丁寧に迅速に対応していただきたいということをお願いをして、質問を終わりたいと思ひます。

○委員長(若林健太君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(若林健太君) 次に、森林法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。森山農林水産大臣。

○国務大臣(森山裕君) 森林法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

我が国の森林は、戦後造林された人工林が成熟して本格的な利用期を迎えており、この森林資源を循環利用していくことが重要な課題となっております。その際、需要面においては、住宅用等の従来の需要に加え、中高層建築物に利用可能な新たな製品の開発や木質バイオマスの利用の広がり等を受けて、国産材の需要につきましては拡大の兆しが見られております。一方で、供給面においては、収益性の悪化や世代交代等により、森林所有者の経営意欲や森林への関心が低下し、国産材の安定的かつ低コストでの供給が十分に行われていない状況にあります。

このような状況に対処するために、森林施業の集約化を促進する観点から、林地の境界情報の整備や森林組合の事業の見直しを行うとともに、広域にわたる木材の集荷の円滑化を図ることが重要であり、国産材の安定供給体制を構築することが重要であります。

また、近年、伐採後の再造林が行われない土地が増加している地域があることも踏まえ、森林資源の再造成を確保する必要があります。

さらに、奥地水源林等の木材の生産条件が悪い森林についても適切に整備を推進することにより、森林の有する公益的機能の維持増進を図る必要があります。

こうした取組を一体的に行うことにより、森林資源の循環利用を促進をし、林業の成長産業化を後押しするため、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、森林法の一部改正であります。

共有林における森林の施業を円滑化するため、所在不明の森林所有者がある共有林において、都道府県知事による裁定手続、補償金の供託等を経て、所在不明の森林所有者の立木持分の移転等ができる制度を創設することとしております。また、森林の土地の所在、所有者の氏名、境界に関する測量状況等を記載した林地台帳を市町村が作成することとしております。

さらに、森林資源の再造成を確保するため、森林所有者等に対し、伐採後の造林に係る状況報告を義務付けることとし、市町村が森林の状況を把握しやすくすることとしております。

第二に、分収林特別措置法の一部改正であります。

分収林契約において、所在不明の契約当事者がある場合等であっても、契約変更を円滑に行うことができるよう、契約当事者の十分の一を超える異議がないことをもって、契約を変更できる制度を創設することとしております。

第三に、森林組合法の一部改正であります。

森林組合等による森林施業の集約化を促進するため、森林組合が、組合員の利益の増進を目的として、自ら森林の経営を行うことができることとするとともに、森林組合が森林の経営を行う際の手続を緩和することとしております。さらに、森林組合連合会においても、森林の経営を行うことができることとしております。

第四に、木材の安定供給の確保に関する特別措置法の一部改正であります。

大規模な製材工場等が広域的に木材を集荷しやすくし、国産材の安定供給体制の構築を促進するため、都道府県域を超える木材の安定取引に関する事業計画について、農林水産大臣が認定できることとしております。

また、従来の木材製造業者に加えて、木質バイオマス利用事業者等を事業計画の作成者に追加することとしております。

第五に、国立研究開発法人森林総合研究所法の

一部改正であります。

早急に施業が必要な奥地水源地域の保安林の整備を推進するため、水源林造成業務について、本則に位置付けることとし、育成途上の森林の整備を行うことができることとしております。

これに伴い、研究所の名称を国立研究開発法人森林研究・整備機構に、法律の題名を国立研究開発法人森林研究・整備機構法に改称することとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

目次

第二節 森林整備協定の締結の促進(第十条の十三・第十四)
第二節の二 公益的機能維持増進協定(第十条の十五・第十九)
第三節 森林経営計画(第二十一条・第二十条)
第四節 補則(第二十一条・第二十四条)

者不確知森林の共有者による森林の施業の円滑化(第十条の十二の二・第十條の十二の八)
整備協定の締結の促進(第十条の十三・第十條の十四)
機能維持増進協定(第十條の十五・第十條の十九)
経営計画(第二十一条・第二十条)
(第二十一条・第二十四条)
二百十四条」を「第二百十三条」に改める。

第五條第二項中第七号を第十二号とし、第六号を第十一号とし、同項第五号の三中「その他」を「その他の」に改め、「事項」の下に「(前号に掲げる事項を除く。）」を加え、同号を同項第十号とし、同項第五号の二を同項第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域(以下「鳥獣害防止森林区域」という。)の基準その他の鳥獣害の防止に関する事項

第五條第二項中第五号を第七号とし、第四号

の三を第六号とし、第四号の二を第五号とする。第六條第五項中「同項第四号の二」を「同項第五号」に、「同項第七号」を「同項第十二号」に改める。

○委員長(若林健太君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。
本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。
午後三時四十六分散会

五月九日日本委員会に左の案件が付託された。
一、森林法等の一部を改正する法律案
森林法等の一部を改正する法律案
(森林法の一部改正)

第一条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第二節 共有
第三節 森林
第四節 公益
第五節 森林
第六節 補則

に、「第

第七條の二第二項第一号中「第四号の二まで、第五号及び第五号の三から第七号まで」を「第五号まで、第七号及び第十号から第十二号まで」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 鳥獣害防止森林区域及び当該鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害の防止に関する

事項

第十條の五第二項第九号中「事項」の下に「(前号に掲げる事項を除く。)」を加え、同号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 鳥獣害防止森林区域及び当該鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害の防止に関する事項

第十條の八の見出し中「届出」を「届出等」に改め、同条第一項中「手続に従い」を「ところにより」に改め、同条第二項中「前項第十号」を「第一項第十号」に、「手続に従い」を「ところにより」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定により提出された届出書に記載された伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況について、市町村の長に報告しなければならない。

第十條の十第四項を同条第八項とし、同条第三項中「前項の規定による通知」を「要間伐森林通知」に、「通知に」を「要間伐森林通知に」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項の次に次の四項を加える。

3 要間伐森林に係る間伐又は保育に利害関係を有する者は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定による通知(以下この条及び第十條の十一の六第一項において「要間伐森林通知」という。)をすべき旨を書面により当該要間伐森林の所在地の属する市町村の長に申し出ることができる。

4 市町村の長は、前項の規定による申出があった場合には、当該申出について速やかに検討を加え、要間伐森林通知をすることが必要と認めるときは、要間伐森林通知をするものとする。

5 市町村の長は、第三項の規定による申出に係る要間伐森林通知をすることとした場合には、その旨を当該申出をした者に速やかに通

知するものとする。

6 市町村の長は、第三項の規定による申出に係る要間伐森林通知をしないこととした場合には、理由を付して、その旨を当該申出をした者に速やかに通知するものとする。

第十條の十一第一項中「前条第四項」を「前条第八項」に改める。

第十條の十一の二第二項中「第十條の十第四項」を「第十條の十第八項」に改める。

第十條の十一の六第一項中「第十條の十第二項の規定による要間伐森林の森林所有者に対する通知」を「要間伐森林通知」に、「第百八十九條」を「同条」に、「通知が」を「要間伐森林通知が」に改める。

第二章の二第四節を同章第六節とする。

第十一條第二項第八号を同項第九号とし、同項第七号中「事項」の下に「(前号に掲げる事項を除く。)」を加え、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 その対象とする森林の全部又は一部が鳥獣害防止森林区域内に存する場合には、鳥獣害の防止の方法

第十一條第五項第五号中「第七号」を「第八号」に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 当該森林経営計画の対象とする森林の全部又は一部が鳥獣害防止森林区域内に存する場合には、第二項第七号の鳥獣害の防止の方法が農林水産省令で定める鳥獣害の防止の方法に関する基準に適合していること。

第二章の二中第三節を第五節とし、第二節の二を第四節とする。

第十條の十三第二項中「第九条第二号」を「第十條第二号」に改める。

第二章の二中第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節 共有者不確知森林の共有者に

による森林の施業の円滑化

(公告の申請)

第十條の十二の二 地域森林計画の対象となつていて民有林であつて、当該森林の立木が数人の共有に属するもののうち、過失がなくて当該森林の森林所有者の一部を確知することができないもの(以下「共有者不確知森林」という。)について、当該共有者不確知森林の森林所有者で知れているもの(以下「確知森林共有者」という。)が当該共有者不確知森林の立木の伐採及び伐採後の造林をするため次に掲げる権利の取得をしようとするときは、当該確知森林共有者は、単独で又は共同して、農林水産省令で定めるところにより、当該共有者不確知森林に係る次条の規定による公告を求める旨を当該共有者不確知森林の所在地の属する市町村の長に申請することができる。

一 当該共有者不確知森林の森林所有者で過失がなくて確知することができないものの当該共有者不確知森林の立木についての持分(以下「不確知立木持分」という。)

二 過失がなくて当該共有者不確知森林の土地の所有者の全部又は一部を確知することができない場合には、当該共有者不確知森林について行う伐採及び伐採後の造林の実施並びにそのために必要な施設の整備のため当該共有者不確知森林の土地を使用する権利(以下「不確知土地使用权」という。)

前項の規定による申請をする確知森林共有者は、次に掲げる事項を明らかにする資料を添付しなければならない。

- 一 当該共有者不確知森林の土地の所在、地番、地目及び面積
- 二 当該共有者不確知森林の森林所有者の一部を確知することができない事情
- 三 当該共有者不確知森林に係る確知森林共有者の全部の氏名又は名称及び住所
- 四 当該共有者不確知森林の立木の伐採につ

いて、前号の確知森林共有者の全部の同意を得ていること。

五 当該共有者不確知森林の土地の所有者の全部又は一部を確知することができない場合には、次に掲げる事項

イ 当該共有者不確知森林の土地の所有者の全部又は一部を確知することができない事情

ロ 当該共有者不確知森林の立木の伐採及び伐採後の造林について、当該共有者不確知森林の土地の所有者で知れているものの全部の同意を得ていること。

六 その他農林水産省令で定める事項(公告)

第十條の十二の三 市町村の長は、前条第一項の規定による申請があつた場合において、当該申請が相当であると認めるときは、次に掲げる事項を公告するものとする。

一 当該共有者不確知森林の土地の所在、地番、地目及び面積

二 当該共有者不確知森林の森林所有者の一部を確知することができない旨

三 当該共有者不確知森林の土地の所有者の全部又は一部を確知することができない場合には、その旨

四 次に掲げる者は、公告の日から起算して六月以内に、農林水産省令で定めるところにより、その権原を証する書面を添えて、市町村の長に申し出るべき旨

イ 当該共有者不確知森林の森林所有者又は当該共有者不確知森林の土地の所有者で、確知することができないもの(第十條の十二の七第一項において「不確知森林共有者等」という。)

ロ 当該共有者不確知森林に関し所有権以外の権利を有する者で、当該共有者不確知森林の伐採及び伐採後の造林について異議のあるもの

五 その他農林水産省令で定める事項

(裁定の申請)

第十条の十二の四 市町村の長は、前条の規定による公告をした場合において、同条第四号に規定する期間を経過したときは、当該公告に係る申請をした確知森林共有者に対し、当該期間内における当該公告に係る同号イ又はロに掲げる者からの同号の規定による申出の有無を通知するものとする。この場合において、当該申出がないときは、当該確知森林共有者は、当該通知の日から起算して四月以内に、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、不確知立木持分又は不確知土地使用权の取得に關し裁定を申請することができる。

(裁定)

第十条の十二の五 都道府県知事は、前条の規定による申請をした確知森林共有者が不確知立木持分又は不確知土地使用权を取得することが当該申請に係る共有者不確知森林の立木の伐採及び伐採後の造林を実施するために必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、当該申請に係る不確知立木持分又は不確知土地使用权を取得すべき旨の裁定をするものとする。

2 前項の裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 当該共有者不確知森林の土地の所在、地番、地目及び面積

二 不確知立木持分に係る立木の樹種別及び林齢別の本数

三 不確知立木持分又は不確知土地使用权の取得の対価の額に相当する補償金の額並びにその支払の時期及び方法

四 不確知立木持分に係る立木の伐採及び伐採後の造林の時期及び方法

五 不確知土地使用权の内容

3 前項各号に掲げる事項は、それぞれ次の各号に掲げる基準に適合するものとして定めなければならない。

一 前項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる事項については、申請の範囲を超えないこと。

二 前項第三号に規定する補償金のうち不確知立木持分に係るものの額については、不確知立木持分に係る立木の販売による標準的な収入の額から当該立木の育成、伐採及び販売に要する標準的な費用の額を控除して得た額とすること。

三 前項第三号に規定する補償金のうち不確知土地使用权に係るものの額については、森林の土地に關する同種の権利の標準的な取引価格に相当する額とすること。

四 前項第三号に規定する支払の時期は、同項第四号に規定する伐採の時期の開始する日の前日までとすること。

(裁定の効果)

第十条の十二の六 都道府県知事は、前条第一項の裁定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨をその裁定の申請をした確知森林共有者及び第十条の十二の三の規定による公告をした市町村の長に通知するとともに、これを公告しなければならない。その裁定についての審査請求に対する裁決によつてその裁定の内容が変更されたときも、同様とする。

2 前条第一項の裁定について前項の規定による公告があつたときは、その裁定の定めるところにより、その裁定の申請をした確知森林共有者は、当該共有者不確知森林についての不確知立木持分又は不確知土地使用权を取得する。

(供託)

第十条の十二の七 第十条の十二の五第一項の裁定の申請をした確知森林共有者は、その裁定において定められた補償金の支払の時期までに、その補償金を不確知森林共有者等のために供託しなければならない。

2 前項の規定による補償金の供託は、当該共有者不確知森林の所在地の供託所にするものとする。

(裁定の失効)

第十条の十二の八 第十条の十二の五第一項の裁定の定めるところにより不確知立木持分又は不確知土地使用权を取得した確知森林共有者がその裁定において定められた補償金の支払の時期までにその供託をしないときは、その裁定は、その時以後その効力を失う。

第三十九条の五に次の一項を加える。

3 地方公共団体及び国立研究開発法人森林研究・整備機構(以下この項において「機構」という)は、前項の指定を受けたときは、速やかに、同項の規定による催告を受けた者に對し、当該催告に係る協議(機構にあつては、国立研究開発法人森林研究・整備機構法(平成十一年法律第九十八号)第十三条第一項第四号に掲げる業務に係るものに限る。)の申入れをするよう努めるものとする。

第百九十一条の六を第百九十一条の九とし、第百九十一条の五を第百九十一条の八とし、第百九十一条の四中「国」を「第百九十一条の四及び第百九十一条の五に定めるもののほか、国」に改め、同条を第百九十一条の七とする。

第百九十一条の三の次に次の三条を加える。

(林地台帳の作成)

第百九十一条の四 市町村は、その所掌事務を的確に行うため、一筆の森林(地域森林計画の対象となつてゐる民有林に限る。以下この条から第百九十一条の六までにおいて同じ。)の土地ごとに次に掲げる事項を記載した林地台帳を作成するものとする。

一 その森林の土地の所有者の氏名又は名称及び住所

二 その森林の土地の所在、地番、地目及び面積

三 その森林の土地の境界に關する測量の実施状況

四 その他農林水産省令で定める事項

2 林地台帳の記載又は記載の修正若しくは抹消は、この法律の規定による申請、届出その他の手続により得られた情報に基づいて行うものとし、市町村は、林地台帳の正確な記載を確保するよう努めるものとする。

3 前二項に規定するもののほか、林地台帳に關し必要な事項は、政令で定める。

(林地台帳及び森林の土地に關する地図の公表)

第百九十一条の五 市町村は、森林の土地に關する情報の活用を促進するため、林地台帳に記載された事項(公表することにより個人の権利利益を害するものその他の公表することが適当でないものとして農林水産省令で定めるものを除く)を公表するものとする。

2 市町村は、森林の土地に關する情報の活用を促進に資するよう、林地台帳のほか、森林の土地に關する地図を作成し、これを公表するものとする。

3 前条第二項及び第三項の規定は、前項の地図について準用する。

(林地台帳及び森林の土地に關する地図の正確な記載を確保するための措置)

第百九十一条の六 森林の土地の所有者は、当該森林の土地に係る林地台帳又は前条第二項の地図に記載の漏れ又は誤りがあることを知つたときは、市町村に對し、その旨を申し出ることができる。

2 市町村の長は、前項の規定による申出があつた場合には、当該申出について速やかに検討を加え、林地台帳又は前条第二項の地図を修正することが必要と認めるときは、これらの修正を行うものとする。

3 市町村の長は、第一項の規定による申出に係る修正を行うこととした場合には、その旨を当該申出をした者に速やかに通知するものとする。

4 市町村の長は、第一項の規定による申出に係る修正を行わないこととした場合には、理

由を付して、その旨を当該申出をした者に速やかに通知するものとする。

第二百六条中「百五十万円」を「三年以下の懲役又は三百万円」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは」を「土石又は」に改め、同条を同条第三号とし、同条第五号中「第三十八号」を「第三十八条第二項」に改め、「命令」の下に「(土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為の中止又は復旧に必要な行為をすべき旨を命ずる部分に限る。)」を加え、同条を同条第四号とする。

第二百十条及び第二百十一條を削る。

第二百九条第二号を同条第三号とし、同条第一号中「第十條の八第二項」を「第十條の八第三項」に改め、同条を同条第二号とし、同条の前に次の一号を加える。

一 第十條の八第二項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
第二百九条を第二百十條とし、第二百八条を第二百九条とし、第二百七条を第二百八条とする。

第二百六条の次に次の一條を加える。

第二百七条 次の各号のいずれかに該当する者は、百五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十四條第一項(第四十四條において準用する場合を含む。)の規定に違反し、保安林又は保安施設地区の区域内の森林の立木を伐採した者

二 第三十四條第二項(第四十四條において準用する場合を含む。)の規定に違反し、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、又は下草、落葉若しくは落枝を採取する行為をした者

三 第三十八條第一項の規定による命令、同条第二項の規定による命令(土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為の中止又は復旧に必要な行為をすべき旨を命ずる部分を除く。)又は同条第三項若しくは第四項の規定による命令に違反した者

第二百十二條を第二百十一條とする。

第二百十三條中「法人の代表者」を「法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人」に、「第二百九条」を「第二百十條」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二百十三條を第二百十二條とし、第二百十四條を第二百十三條とする。

(分収林特別措置法の一部改正)
第二条 分収林特別措置法(昭和三十三年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「収益」の下に「(以下「造林等収益」という。)」を加える。

第五条第一項中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、同項第十二号中「てん補する」を「填補する」に改め、同条を同項第十三号とし、同項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号中「造林又は育林による収益」を「造林等収益」に改め、同条を同項第十一号とし、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号中「要する費用」の下に「(以下「造林等費用」という。)」を加え、同条を同項第九号とし、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 第四号の土地の全部又は一部が森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第二項第九号に規定する鳥獣害防止森林区域内にあるときは、当該鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害の防止の方法
第十條中「の規定による」を「又は第七條の規定に違反して、」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第十二條第一項又は第十七條の規定による公告をすることを怠り、又は不正の公告をした者

二 第十二條第一項又は第十七條の規定による通知をすることを怠り、又は不正の通知をした者

三 第十二條第二項の規定に違反した者
第十條を第十九條とし、第九條を第十條とし、同条の次に次の八條を加える。

(契約条項の変更に係る承認)
第十一条 分収林契約の当事者は、当該分収林契約について契約条項の変更を行うことにより、当該変更後の利益の額(各契約当事者が分収する造林等収益の額から当該各契約当事者が負担する造林等費用の額を控除して得た額をいう。)が当該変更前の当該利益の額よりも増加する見込みがある場合には、単独で又は共同して、当該分収林契約の契約条項の変更について、当該分収林契約に係る土地を管轄する都道府県知事の承認を求めることができる。

2 前項の承認を求めようとする分収林契約の当事者は、次に掲げる事項を書面をもつて示さなければならない。

一 契約条項の変更の内容
二 契約条項の変更を行わないこととした場合に見込まれる造林等収益の額及び造林等費用の額並びにこれらの算定の根拠
三 契約条項の変更を行うこととした場合に見込まれる造林等収益の額及び造林等費用の額並びにこれらの算定の根拠
四 変更後の契約事項が実施可能なものであること及びその根拠
五 契約条項の変更がその効力を生ずる日(前項の承認を求める日から六月を経過した日以後の日)に限る。以下「効力発生日」という。

という。

六 その他契約条項の変更に関し必要な事項
3 都道府県知事は、前項第二号から第四号までに掲げる事項が次の各号のいずれにも該当すると認められる場合でなければ、第一項の承認をしてはならない。

一 前項第二号及び第三号の造林等収益の額及び造林等費用の額の算定の方法が適正かつ合理的であること。

二 前項第二号及び第三号の造林等収益の額及び造林等費用の額の算定の根拠となる額その他の事項の裏付けとなる合理的な根拠が示されていること。

三 その他当該分収林契約の他の当事者が契約条項の変更を承認するかどうかの合理的な判断に必要なものとして農林水産省令で定める基準に適合していること。

(契約条項の変更前の公告等)
第十二条 提案者(前条第一項の承認を受けた分収林契約の当事者をいう。以下同じ。)は、当該承認があつた日から二週間以内に、次に掲げる事項を、公告するとともに、当該分収林契約の他の当事者で知れているものに対し書面をもつて通知しなければならない。

一 前条第二項第一号から第五号までに掲げる事項
二 当該分収林契約の当事者で契約条項の変更について異議がある者は一定の期間(以下「異議申述期間」という。)内に異議を述べるべき旨
三 その他契約条項の変更に関し必要な事項
2 異議申述期間は、一月を下つてはならない。

(契約条項の変更のみな承認等)
第十三条 異議申述期間内に異議を述べた分収林契約の当事者(以下「異議のある契約当事者」という。)がないときは、当該分収林契約の当事者の全部が契約条項の変更を承認したものとみなす。

第十四条 異議のある契約当事者の造林等収益

の分収の割合の合計が十分の一を超えないとき（前条に規定する場合を除く。）は、提案者は、異議申述期間を経過した日以後、遅滞なく、その旨を異議のある契約当事者に通知しなければならない。

2 異議のある契約当事者は、前項の規定による通知があつた日から一月以内に、提案者に対し、その造林等収益を分収する権利を買い取るべきことを請求することができる。

3 前項の規定による請求に係る買取りの額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額以上でなければならない。

一 前項の規定による請求を行つた異議のある契約当事者（以下「請求者」という。）が変更前の分収林契約の存続期間の満了時に分収すると当該請求の時点において見込まれる造林等収益の額として農林水産省令で定めるところにより算出した額

二 効力発生日から変更前の分収林契約の存続期間の満了時までの間に生ずると当該請求の時点において見込まれる次に掲げる費用の額として農林水産省令で定めるところにより算出した額

イ 請求者が負う当該分収林契約に係る義務（請求者が造林地所有者又は育林地所有者である場合にあっては、造林者又は育林者のためにその土地につきこれを造林又は育林の目的に使用する権利を設定する義務を除く。）を当該請求者に代わつて提案者が履行するのに要する費用

ロ 請求者が造林地所有者又は育林地所有者である場合にあっては、その土地を造林又は育林の目的に使用する権利を設定するのに要する費用

4 第二項の規定による請求がなかつたとき、又は次の各号のいずれにも該当するときは、当該分収林契約の当事者の全部が契約条項の変更（同項の規定による請求に係る買取りによるものを含む。第十七条前段において同

じ。）を承認したものとみなす。

一 第二項の規定による請求に係る買取りにより分収林契約の当事者が造林地所有者、造林者及び造林費負担者のうちのいずれか一方又は育林地所有者、育林者及び育林費負担者のうちのいずれか一方とならなかつたとき。

二 効力発生日までに第二項の規定による請求に係る買取りを提案者が行つたとき。

三 請求者が造林地所有者又は育林地所有者である場合にあっては、効力発生日までにその土地につき効力発生日から変更後の分収林契約の存続期間の満了時までの間に造林又は育林の目的に使用する権利が設定されたとき。

5 前項各号のいずれかに該当しないときは、契約条項の変更は、その効力を生じない。

第十五条 異議のある契約当事者の造林等収益の分収の割合の合計が十分の一を超えるときは、契約条項の変更は、その効力を生じない。

（分収林契約に係る権利義務の承継）

第十六条 第十四条第二項の規定による請求に係る買取りを行つた提案者は、効力発生日に、請求者の当該分収林契約に係る権利及び義務（請求者が造林地所有者又は育林地所有者である場合にあっては、造林者又は育林者のためにその土地につきこれを造林又は育林の目的に使用する権利を設定する義務を除く。）を承継する。

（契約条項の変更後の公告等）

第十七条 提案者は、効力発生日以後、遅滞なく、契約条項の変更の内容その他の農林水産省令で定める事項を、公告するとともに、当該分収林契約の他の当事者で知れているものに對し書面をもつて通知しなければならない。契約条項の変更が効力を生じないこととなつたときも、同様とする。

（農林水産省令への委任）
第十八条 この法律に定めるもののほか、この

法律の実施のために必要な事項は、農林水産省令で定める。

第八条中「前三条」を「第五条から前条まで」に改め、同条を第九条とする。

第七条第一項中「同条第二項の規定による届出に係る変更又は前条第一項の規定による勧告に従つた変更があつたときは、当該変更後の事項。次項において同じ。」を削り、同条第三項中「前条第二項」を「第六条第二項」に改め、同条を第八条とする。

第六条の次に次の一条を加える。

（募集又は途中募集に係る分収林契約の変更の届出）

第七条 第五条第一項の規定による届出をした

目次中「第二十六条」を「第二十六条の三」に、「第三章 生産森林組合（第九十三条―第一百条）」を「第三章 生産森林組合（第九十三条―第一百条）」に改める。

第一節 事業、組合員、管理、設立、解散及び清算（第九十三条―第一百条）

第二節 組織変更

第一款 株式会社への組織変更（第一百条の十二）

第二款 合同会社への組織変更（第一百条の十八）

第三款 認可地縁団体への組織変更（第一百条の二十四）

第九条第一項第四号中「病害虫」を「鳥獣害の防止、病害虫」に改める。

第十条第三項中「変更」の下に「（農林水産省令で定める軽微な事項に係るものを除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

4 組合は、前項の農林水産省令で定める軽微な事項に係る第一項の信託規程の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

第十九条第三項中「変更」の下に「（農林水産省令で定める軽微な事項に係るものを除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

4 組合は、前項の農林水産省令で定める軽微な事項に係る第一項の共済規程の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

者は、当該届出に係る事項（同条第二項の規定による届出に係る変更、前条第一項の規定による勧告に従つた変更、この条の規定による届出に係る変更又は第十一条第一項の承認に係る変更があつたときは、当該変更後の事項。次条第一項及び第二項において同じ。）であつて造林又は育林に係るものについて変更（第十一条第一項の承認に係るものを除く。）があつたときは、農林水産省令で定めるところにより、第五条第一項の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

（森林組合法の一部改正）
第三条 森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三十一条 森林組合（昭和三十九年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三十二条 森林組合（昭和三十九年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三十三条 森林組合（昭和三十九年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三十四条 森林組合（昭和三十九年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三十五条 森林組合（昭和三十九年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三十六条 森林組合（昭和三十九年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三十七条 森林組合（昭和三十九年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三十八条 森林組合（昭和三十九年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三十九条 森林組合（昭和三十九年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四十条 森林組合（昭和三十九年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四十一条 森林組合（昭和三十九年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四十二条 森林組合（昭和三十九年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四十三条 森林組合（昭和三十九年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

に「又は鳥獣害の防止」を加える。

第二十六条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「森林の経営」を付し、同条第一項中「組合員（次条第一項第五号）」を「総組合員（第二十七条第一項第五号）」に改め、「第三項において同じ」を削り、「得て、」の下に「林業を行う組合員の利益の増進又は」を加え、「その組合」を「当該出資組合」に改め、「地区外にあるもの」の下に「（次条第一項において「対象森林」という。）を、「事業」の下に「（以下この節において「森林経営事業」という。）」を加え、同条第二項中「同項の事業」及び「当該事業」を「森林経営事業」に改め、同条第三項を削る。第二章第一節に次の二条を加える。

第二十六条の二 総組合員（第二十七条第一項第五号の規定による組合員を除く。第三項において同じ。）の数が農林水産省令で定める数を超える出資組合は、前条第一項の規定によるほか、当該出資組合の総会に総組合員（第三十一条第一項ただし書に規定する准組合員を除く。）の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を経て、対象森林につき、森林経営事業を行うことができる。

2 前項に規定する出資組合が同項の規定により議決をした場合には、当該議決をした日から二週間以内に、当該議決の内容を公告し、又は組合員（第二十七条第一項第五号の規定による組合員を除く。次項において同じ。）に通知しなければならない。

3 第一項に規定する出資組合の総組合員の六分の一以上の組合員が前項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に当該出資組合に対し書面をもつて森林経営事業に反対の意思の通知を行ったときは、第一項の規定により森林経営事業を行うことはできない。

（森林経営規程）

第二十六条の三 出資組合が、森林経営事業を行おうとするときは、森林経営規程を定め、

行政庁の承認を受けなければならない。

2 前項の森林経営規程には、事業の実施方法に關して農林水産省令で定める事項を記載しなければならない。

3 第一項の森林経営規程の変更（農林水産省令で定める軽微な事項に係るものを除く。）又は廃止は、行政庁の承認を受けなければ、その効力を生じない。

4 出資組合は、前項の農林水産省令で定める軽微な事項に係る第一項の森林経営規程の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

第四十三條の二 第一項中「及び共同施業規程」を「共同施業規程及び森林経営規程」に改める。

第四十七條第一項中「共同施業規程」の下に「及び森林経営規程」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

一 理事が自己又は第三者のために組合と取引をしようとするとき。

二 組合が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

第四十七條に次の二項を加える。

3 民法（明治二十九年法律第八十九号）第八八條の規定は、前項の承認を受けた同項第一号の取引については、適用しない。

4 第二項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第六十一條第一項第二号中「又は共同施業規程」を「共同施業規程又は森林経営規程」に改める。

第九十三條第二項第三号中「前二号の」を「前三号に掲げる」に改め、同号を同項第四号とし、

同項第二号の次に次の一号を加える。

三 委託を受けて行う森林の施業又は経営第三章中第九十三條の前に次の節名を付する。

第一節 事業、組合員、管理、設立、解散及び清算

第百條第二項中「又は合併」を「合併又は第百條の三第一項、第百條の十五第一項若しくは第百條の二十第一項に規定する組織変更」に改め、同條の次に次の一節を加える。

第二節 組織変更

第一款 株式会社への組織変更（組織変更）

第百條の二 組合は、その組織を変更し、株式会社になることができる。

（組織変更計画の承認等）
第百條の三 組合は、前條の規定による組織変更（以下この款において「組織変更」という。）をするには、組織変更計画を作成して、総会の議決により、その承認を受けなければならない。

2 前項の議決をする場合には、第百條第二項において準用する第六十三條（第四号に係る部分を除く。）の規定による議決によらなければならない。

3 第一項の総会の招集に対する第百條第二項において準用する第六十條の三第一項及び第三項の規定の適用については、同條第一項中「十日前」とあるのは「二週間前」と、同條第三項中「掲げる事項」とあるのは「掲げる事項及び組織変更計画の要領」とする。

4 組織変更計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 組織変更後の株式会社（以下「組織変更後株式会社」という。）の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数

二 前号に掲げるもののほか、組織変更後株式会社の定款で定める事項

三 組織変更後株式会社の取締役の氏名

四 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 組織変更後株式会社が会計参与設置会社である場合 組織変更後株式会社の会計参与の氏名又は名称

ロ 組織変更後株式会社が監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に關するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）である場合 組織変更後株式会社の監査役の氏名

ハ 組織変更後株式会社が会計監査人設置会社である場合 組織変更後株式会社の会計監査人の氏名又は名称

五 組織変更をする組合の組合員が組織変更の際に取得する組織変更後株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法

六 組織変更をする組合の組合員に対する前号の株式の割当てに關する事項

七 組織変更後株式会社が組織変更の際に組織変更をする組合の組合員に対してその持分に代わる金銭を支払うときは、その額又はその算定方法

八 組織変更をする組合の組合員に対する前号の金銭の割当てに關する事項

九 組織変更後株式会社の資本金及び準備金に關する事項

十 組織変更がその効力を生ずべき日

十一 その他農林水産省令で定める事項

5 組織変更後株式会社が監査等委員会設置会社である場合には、前項第三号に掲げる事項は、監査等委員会である取締役とそれ以外の取締役とを區別して定めなければならない。

6 第六十六條並びに第六十七條第一項及び第二項の規定は、組織変更について準用する。この場合において、第六十六條第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは、「組織変更をする旨」と読み替えるもの

とする。

(組織変更)に反対する組合員の持分払戻請求権

第百条の四 組織変更をする組合の組合員で、前条第一項の総会に先立つて当該組合に対し書面をもつて組織変更を反対の意思を通知したものは、組織変更の議決の日から二十日以内に書面をもつて持分の払戻しを請求することにより、組織変更の日に当該組合を脱退することが出来る。

2 前項の規定による通知又は請求は、同項の組合の承諾を得て、電磁的方法により行うことができる。

3 第三十八条から第四十条までの規定は、第一項の規定による組合員の脱退について準用する。この場合において、第三十八条第二項中「脱退した事業年度末」とあるのは、「組織変更の日」と読み替えるものとする。

4 第一項の規定により脱退する組合員は、定款の定めにかかわらず、その持分の全部の払戻しを請求することができる。

(組合員への株式等の割当)

第百条の五 組織変更をする組合の組合員(前条第一項の規定による請求をしている者その他政令で定める者を除く。次項において同じ。)は、組織変更計画の定めるところにより、組織変更後株式会社株式又は金銭の割当てを受けるものとする。

2 前項の株式又は金銭の割当ては、組織変更をする組合の組合員の出資口数に応じてしなければならない。

3 会社法第二百三十四条第一項から第五項まで、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十一条、第八百七十四条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、前二項の株式の割当てについて準用する。この場合において、同法第二百三十四条第二項中「法務省令」とあるのは、「農林水産省令」と読み替えるものとする。

するほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(資本準備金として計上すべき額等)

第百条の六 組織変更の際して資本準備金として計上すべき額その他組織変更の際しての計算に必要事項は、農林水産省令で定める。

(質権の効力)

第百条の七 組合の持分を目的とする質権は、当該組合の組合員が組織変更により受けるべき株式又は金銭の上に存在する。

2 組合は、組織変更の議決を行ったときは、当該議決の日から二週間以内に、その旨を前項の質権を有する者で知れているものに各別に通知しなければならない。

(組織変更の認可)

第百条の八 組織変更は、行政庁の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 第七十八条第二項、第七十九条(第二号に係る部分を除く。及び第八十条の規定は、前項の認可の申請があつた場合について準用する。

(組織変更の効力の発生等)

第百条の九 組織変更をする組合は、第百条の三第四項第十号の日又は前条第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日(以下この条及び第百条の十一第一項において「効力発生日」という。)に、株式会社となる。

2 組織変更をする組合は、効力発生日に、第百条の三第四項第一号及び第二号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなす。

3 組織変更をする組合の組合員は、効力発生日に、第百条の三第四項第六号に掲げる事項についての定めに従い、同項第五号の株式の株主となる。

4 会社法第七百八十条の規定は、組織変更の効力発生日について準用する。この場合において、同条第三項中「この款及び第七百四十

五条」とあるのは、「森林組合法第三章第二節第一款」と読み替えるものとする。

(組織変更の登記)

第百条の十 組合が組織変更をしたときは、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(組織変更事項を記載した書面の備置き等)

第百条の十一 組織変更後株式会社は、第百条の三第六項において準用する第六十六条並びに第六十七条第一項及び第二項に規定する手続の経過、効力発生日その他の組織変更に関する事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を、効力発生日から六月間、本店に備え置かなければならない。

2 組織変更後株式会社株式の株主及び債権者は、当該組織変更後株式会社の営業時間内は、いつでも、組織変更後株式会社に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組織変更後株式会社は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記載された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記載された事項を電磁的方法であつて組織変更後株式会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 組織変更後株式会社の株主及び債権者は、前項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、組織変更後株式会社の定めた費用を支払わなければならない。

(組織変更の無効の訴え)

第百条の十二 会社法第八百二十八条第一項(第六号に係る部分に限る。及び第二項(第

第六号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第六号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定は、組織変更の無効の訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(政令への委任)
第百条の十三 この款に定めるもののほか、組織変更に関し必要な事項は、政令で定める。

第二款 合同会社への組織変更
(組織変更)
第百条の十四 組合は、その組織を変更し、合同会社になることができる。

(組織変更計画の承認等)
第百条の十五 組合は、前条の規定による組織変更(以下この款において「組織変更」という。)をするには、組織変更計画を作成して、総会の議決により、その承認を受けなければならない。

2 組織変更計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 組織変更後の合同会社(以下「組織変更後合同会社」という。)の目的、商号及び本店の所在地

二 組織変更後合同会社の社員についての次に掲げる事項

イ 当該社員の氏名及び住所
ロ 当該社員の全部を有限責任社員とする旨

ハ 当該社員の出資の価額
三 前二号に掲げるもののほか、組織変更後合同会社の定款で定める事項

四 組織変更後合同会社が組織変更の際して組織変更をする組合の組合員に対してその持分に代わる金銭を支払うときは、その額又はその算定方法

五 組織変更をする組合の組合員に対する前号の金銭の割当てに関する事項

六 組織変更後合同会社の資本金に関する事項

七 組織変更がその効力を生ずべき日

八 その他農林水産省令で定める事項

(組織変更の認可)

第百条の十六 組織変更は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(組織変更の効力の発生等)

第百条の十七 組織変更をする組合は、第百条の十五第二項第七号の日又は前条の認可を受けた日のいずれか遅い日(以下この条において「効力発生日」という。)に、合同会社となる。

2 組織変更をする組合は、効力発生日に、第百条の十五第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなす。

3 組織変更をする組合の組合員は、効力発生日に、第百条の十五第二項第二号に掲げる事項についての定めに従い、組織変更後合同会社の社員となる。

(準用規定)

第百条の十八 第六十六条、第六十七条第一項及び第二項、第百条の三第二項及び第三項、第百条の四、第百条の五第一項及び第二項、第百条の六、第百条の七、第百条の八第二項、第百条の九第四項並びに第百条の十から第百条の十三までの規定は、組織変更について準用する。この場合において、第六十六条第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは「組織変更をする旨」と、第百条の三第二項中「前項」とあるのは「第百条の十五第一項」と、同条第三項中「第一項の」とあるのは「第百条の十五第一項の」と、第百条の四第一項中「前条第一項」とあるのは「第百条の十五第一項」と、第百条の五第一項及び第二項中「株式又は」とあるのは「持分又は」と、第百条の六中「資本準備金」とあるのは「資本金」と、第百条の七第一項中

「受けるべき株式又は」とあるのは「有すべき持分又は組織変更により受けるべき」と、第百条の八第二項中「前項」とあるのは「第百条の十六」と、第百条の九第四項中「第三章第二節第一款」とあるのは「第三章第二節第二款」と、第百条の十二第一項中「第百条の三第六項」とあるのは「第百条の十八」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第三款 認可地縁団体への組織変更
(組織変更)

第百条の十九 組合(市町村の区域を超える区域を地区とするものを除く。以下この条において同じ。)は、その組織を変更し、認可地縁団体(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体をいう。以下同じ。)になることができる。

(組織変更計画の承認等)
第百条の二十 組合は、前条の規定による組織変更(以下この条において「組織変更」という。)をするには、組織変更計画を作成して、総会の議決により、その承認を受けなければならない。

2 組織変更計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 組織変更後の認可地縁団体(以下「組織変更後認可地縁団体」という。)の規約で定める事項

二 組織変更後認可地縁団体の構成員の氏名及び住所

三 組織変更後認可地縁団体の代表者の氏名

四 組織変更後認可地縁団体に監事を置くときは、監事の氏名

五 組織変更後認可地縁団体が組織変更の際して組織変更をする組合の組合員に対してその持分に代わる金銭を支払うときは、その額又はその算定方法

六 組織変更をする組合の組合員に対する前

号の金銭の割当てに関する事項

七 組織変更がその効力を生ずべき日

八 その他農林水産省令・総務省令で定める事項

(組織変更後認可地縁団体の構成員となることのできない組合員の持分私戻請求権)

第百条の二十一 組織変更をする組合の組合員で、組織変更後認可地縁団体の構成員となることのできないものは、組織変更の日に当該組合を脱退したものとみなして、第百条第一項において準用する第三十八条第二項の規定を適用する。この場合において、同項中「脱退した事業年度末」とあるのは、「第百条の二十第一項に規定する組織変更の日」とする。

(組織変更の認可)

第百条の二十二 組織変更は、農林水産省令・総務省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 都道府県知事は、前項の認可をしようとするときは、組織変更計画に定められた組織変更後認可地縁団体に関する事項について、当該組織変更後認可地縁団体の区域をその区域の全部又は一部とする市町村の長の同意を得なければならない。この場合において、当該市町村の長は、当該組織変更が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同意をしなければならない。

一 組織変更後認可地縁団体が、地方自治法第二百六十条の二第二項第一号から第三号までに掲げる要件に該当していること。

二 組織変更計画において、第百条の二十第二項第一号に掲げる事項として、地方自治法第二百六十条の二第三項各号に掲げる事項が定められていること。

3 都道府県知事は、第一項の認可をしたときは、前項の同意をした市町村の長に当該認可をした旨の通知をしなければならない。

4 組織変更後認可地縁団体に対する地方自治

法第二百六十条の二十第十項の規定の適用については、同項中「第一項の認可をしたとき」とあるのは、「森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)第百条の二十二第三項の通知があつたとき」とする。

(組織変更の効力の発生等)

第百条の二十三 組織変更をする組合は、第百条の二十第二項第七号の日又は前条第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日(以下この条において「効力発生日」という。)に、認可地縁団体となる。

2 組織変更をする組合は、効力発生日に、第百条の二十第二項第一号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなす。この場合においては、当該定款を組織変更後認可地縁団体の規約とみなす。

3 組織変更をする組合の組合員は、効力発生日に、第百条の二十第二項第二号に掲げる事項についての定めに従い、組織変更後認可地縁団体の構成員となる。

(準用規定)

第百条の二十四 第六十六条、第六十七条第一項及び第二項、第百条の三第二項及び第三項、第百条の四、第百条の五第一項及び第二項、第百条の七、第百条の八第二項、第百条の九第四項並びに第百条の十から第百条の十三までの規定は、組織変更について準用する。この場合において、第六十六条第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは「組織変更をする旨」と、同項第二号中「農林水産省令」とあるのは「農林水産省令・総務省令」と、第百条の三第二項中「前項」とあるのは「第百条の二十第二項」と、同条第三項中「第一項の」とあるのは「第百条の二十第一項の」と、第百条の四第一項中「前条第一項」とあるのは「第百条の二十第一項」と、「通知したもの」とあるのは「通知したもの(同条第二項第一号に規定する組織変更

後認可地縁団体の構成員となることができないものを除く。』と、第百条の五第一項及び第二項並びに第百条の七第一項中「株式又は金銭」とあるのは「金銭」と、第百条の八第二項中「前項」とあるのは「第百条の二十二第一項」と、第百条の九第四項中「第三章第二節第一款」とあるのは「第三章第二節第三款」と、第百条の十一第一項中「第百条の三十六項」とあるのは「第百条の二十四」と、同条第二項第三号中「農林水産省令」とあるのは「農林水産省令・総務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百一条第一項第一号の二の次に次の一号を加える。

一の三 所属員の所有する森林の経営を目的とする信託の引受け

第百一条第一項第二号中「病害虫」を「鳥獣害の防止、病害虫」に改め、同条中第四項を削り、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第二項の次に次の一項を加える。

2 会員に出資をさせる連合会（以下「出資連合会」という。）でなければ、前項第一号の三又は第十三号に掲げる事業を行うことができない。

第百一条第七項中「第二項」を「第三項」に改め、同条第八項中「事業を」の下に「所属員が森林所有者である森林と一体として整備することが必要である」と認められる森林（連合会の地区内にあるものに限る。）に係る森林所有者に次に掲げる事業を、それぞれを加え、同項に次の各号を加える。

一 第一項第一号から第一号までに掲げる事業及びこれらの事業に附帯する事業

二 第一項第五号及び第十一号に掲げる事業であつて、同項第一号の二に掲げる事業と併せ行うもの（同項第五号に掲げる事業にあつては、木材の運搬、加工、保管又は販売に係る部分に限る。）

第百一条の次に次の一条を加える。
（森林の経営）

第百一条の二 出資連合会は、前条第一項に掲げる事業のほか、当該出資連合会の総会に総会員（第百四条第一項ただし書に規定する准会員を除く。）の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を経て、林業を行う所属員の利益の増進又は森林の保護培養及び森林生産力の増進を期するために当該出資連合会が自ら経営することが相当と認められる森林で、当該出資連合会の地区内にあるもの及びこれに併せて経営することを相当とする当該出資連合会の地区外にあるものにつき、森林の経営（委託又は信託を受けて行うものを除く。）及びこれに附帯する事業（第三項において「森林経営事業」という。）を併せ行うことができる。

2 出資連合会が前項の規定により議決をした場合には、当該議決をした日から二週間以内に、当該議決の内容を公告し、又は所属員（当該出資連合会を直接又は間接に構成する組合の組合員（第二十七条第一項第五号の規定による組合員を除く。次項において同じ。）に限る。次項において同じ。）に通知しなければならない。

3 出資連合会の総所属員（当該出資連合会を直接又は間接に構成する組合の組合員に限る。）の六分の一以上の所属員が前項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に当該出資連合会に対し書面をもつて森林経営事業に反対の意思の通知を行ったときは、森林経営事業を行うことはできない。

第百二条第一項中「前条第一項第十八号」を「第百一条第一項第十八号」に改める。

第百七条第一号中「信託規程及び」を削る。

第百八条の二第六項中「第百一条第一項第十三号」を「第百一条第一項第一号の三又は第十三号」に、「これ」を「これら」に改め、「準用する」の下に「第十条第一項及び」を加える。

第百九条第一項中「第十五条から第二十五条まで」を「第十条から第二十五条まで及び第二十六条の三」に改める。

第百十二条中「若しくは林地処分事業実施規程」を「林地処分事業実施規程若しくは森林経営規程」に改める。

第百十三条第三項中「又は林地処分事業実施規程」を「林地処分事業実施規程又は森林経営規程」に、「の承認又は第十九条第一項若しくは第二十四条第一項」を「第十九条第一項、第二十四条第一項又は第二十六条の三第一項」に改める。

第百二十一条の四の次に次の一条を加える。

第百二十一条の五 次に掲げる場合には、生産森林組合の役員又は組織変更後株式会社取締役若しくは執行役、組織変更後合同会社の業務を執行する社員若しくは組織変更後認可地縁団体の代表者（民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十六条に規定する仮処分命令により選任された取締役若しくは執行役、業務を執行する社員若しくは代表者の職務を代行する者又は会社法第三百四十六条第二項の規定若しくは同法第四百三条第三項において準用する同法第四百三条第三項の規定若しくは地方自治法第二百六十条の九の規定により選任された一時取締役若しくは執行役の職務を行うべき者若しくは仮代表者を含む。）は、百万円以下の過料に処する。

一 第百条の三第一項、同条第二項若しくは第三項（これらの規定を第百条の十八及び第百条の二十四において準用する場合を含む。）、第百条の三第四項若しくは第五項、第百条の十五又は第百条の二十の規定に違反して、第百条の三第一項、第百条の十五第一項又は第百条の二十第一項に規定する組織変更の手続をしたとき。

二 第百条の三第六項、第百条の十八若しくは第百条の二十四において準用する第六十六條第二項に定める公告若しくは催告をする

ることを怠り、又は不正の公告若しくは催告をしたとき。

三 第百条の十第一項（第百条の十八及び第百条の二十四において準用する場合を含む。）の政令で定める登記をすることを怠つたとき。

四 第百条の十一第一項（第百条の十八及び第百条の二十四において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書面若しくは電磁的記録を備えて置かず、その書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

五 第百条の十一第二項（第百条の十八及び第百条の二十四において準用する場合を含む。）の規定に違反して、正当な理由がないのに、書面若しくは電磁的記録に記載された事項を農林水産省令若しくは農林水産省令・総務省令で定める方法により表示したもの、の閲覧又は書面の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記載された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

第百二十二条第一項第三号中「第百一条第二項、第三項ただし書」を「第百一条第三項、第四項ただし書」に改め、同項第四号中「第十條第一項」の下に「（第百九条第一項において準用する場合を含む。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

四の二 第十條第四項、第十九條第四項、第二十四條第四項若しくは第二十六條の三第四項（これらの規定を第百九条第一項において準用する場合を含む。）、第六十一條第四項（第百条第二項及び第百九条第三項において準用する場合を含む。）、第八十三條第五項（第百条第四項において準用する場合を含む。）又は第百八条の二第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第二百二十二条第一項中第六号の三を第六号の四とし、第六号の二を第六号の三とし、第六号の次に次の一号を加える。

六の二 第二十六号の三第一項（第九十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

目次中「第十六条」を「第二十一条」に改め、第二十六号を「第三章 罰則（第二十一条・第二十三条）」に改める。

第二条第一項中「次に掲げる要件に該当する」を「森林（同法第二条第一項に規定する森林をいう。以下同じ。）の林齢その他の森林資源の状況からみて林業的利用の合理化を図るべき相当規模の森林がある」に改め、同項各号を削る。

第三条第一項中「経済事情等」を削る。

第四条第一項中「指定地域内に事業所を有する木材製造業者等又はその組織する団体（以下「木材製造業者等」という。）及び当該を削り、共同して、木材安定供給確保事業」を「当該森林所有者等が生産した木材を製品の原材料若しくはエネルギー源として利用する事業者又はその組織する団体（以下この条において「木材利用事業者等」という。）と共同して、木材の安定的な取引関係の確立（これと併せて実施する作業路網、乾燥施設その他の木材の生産又は流通の改善を図るための施設（以下「木材生産流通改善施設」という。）の整備を含む。）を図る事業（以下「木材安定供給確保事業」という。）に、事業計画に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事」を「指定地域を指定した都道府県知事（第三項第二号ハの事業所又は同号ニの木材生産流通改善施設が当該都道府県以外の都道府県の区域内に所在する場合にあつては、農林水産大臣。以下「都道府県知事等」という。）に改め、同条第二項中「木材製造業者等又は森林所有者等」を「森林所有者等又は木

第二百二十二条第一項第十二号の二を削る。

（木材の安定供給の確保に関する特別措置法の一部改正）

第四条 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

「第三章 木材安定供給確保支援法人（第十七条）第四章 罰則（第二十七条―第二十九条）」

材料利用事業者等」に改め、同条第三項第二号口中「伐採する」を削り、「伐採後その他」を「伐採後、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他伐採及び伐採後の造林に關し」に改め、同号二中「ハ」を「ニ」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「当該施設の」の下に「所在地、」を加え、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 木材利用事業者等の事業所であつて森林所有者等が生産した木材の引取りを行うものの所在地

第四条第三項第四号中「地域森林計画」の下に「以下「地域森林計画」という。」を加え、「位置」を削り、同項に次の一号を加える。

五 保安林の区域内において作業路網等（作業路網その他の伐採を実施するために必要な施設であつて、農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。）を整備するために森林法第三十四条第二項本文に規定する行為（以下「形質変更等行為」という。）をし、うとする場合にあつては、当該作業路網等の配置及び構造

第四条第四項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同項第一号中「木材製造業者等」を「木材利用事業者等」に改め、同項第三号中「第四号」を「第五号」に改め、同項中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

次に次の一号を加える。

四 保安林の区域内において立木を伐採しようとする場合にあつては、その事業計画に係る伐採について、当該保安林に係る森林法第三十三条第一項（同条第六項において読み替へて準用する場合を含む。）の規定による告示に係る同条第一項に規定する指定施業要件（その変更につき同法第三十三条の三において読み替へて準用する同項（同法第三十三条第六項において読み替へて準用する場合を含む。）の規定による告示が あつたときは、その変更後のもの。第九項第一号において「指定施業要件」という。）及び伐採の限度に關し政令で定める基準に適合すると認められること。

第四条第四項に次の一号を加える。

六 保安林の区域内において作業路網等を整備するために形質変更等行為をしようとする場合にあつては、その事業計画に係る形質変更等行為について、当該保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼさないと認められること。

第四条第五項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、「伐採」の下に「及び伐採後の造林」を加え、同条第八項を同条第十二項とし、同条第七項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に、「伐採する」を「伐採をする」に、「同項の」を「（農林水産大臣に於ては、第七項各号に掲げる事項を含む事業計画について、それぞれ同項各号に定める森林の所在地を管轄する都道府県知事及び当該市町村の長）に當該」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第六項の次に次の四項を加える。

7 農林水産大臣は、次の各号に掲げる事項を含む事業計画について第一項の認定をしようとするときは、当該事項について、それぞれ当該各号に定める森林の所在地を管轄する都道府県知事に協議し、その同意を得なければならぬ。

一 保安林の区域内における立木の伐採（森林法第三十四条の二第一項に規定する択伐による立木の伐採（以下「択伐による立木の伐採」という。）及び同法第三十四条の三第一項に規定する間伐のための立木の伐採（以下「間伐のための立木の伐採」という。）を除く。第九項第一号及び第十号において同じ。）に關する事項 当該保安林

二 第三項第四号に掲げる事項 当該木材生産流通改善施設の用に供される森林

三 第三項第五号に掲げる事項 当該作業路網等の用に供される保安林

8 農林水産大臣は、保安林の区域内における立木の伐採（択伐による立木の伐採及び間伐のための立木の伐採に限る。）を含む事業計画について第一項の認定をしようとするときは、第三項第二号ロに掲げる事項について、当該伐採をすることとされている保安林の所在地を管轄する都道府県知事の意見を聴かなければならぬ。

9 都道府県知事は、次の各号に掲げる事項を含む事業計画についての協議があつた場合において、当該事項が、それぞれ当該各号に定める要件に該当するものであると認めるときは、第七項の同意をするものとする。

一 保安林の区域内における立木の伐採に關する事項 当該伐採が当該保安林に係る指定施業要件及び伐採の限度に關し第四項第四号の政令で定める基準に適合すると認められること。

二 第三項第四号に掲げる事項 当該木材生産流通改善施設を整備するための開発行為が森林法第十條の二第二項各号のいずれにも該當しないと認められること。

三 第三項第五号に掲げる事項 当該作業路網等を整備するための形質変更等行為が当該保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼさないと認められること。

10 都道府県知事は、第三項第四号に掲げる事

第五條第一項中「事業計画に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事」を「認定をした都道府県知事等」に改め、同条第二項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第三項中「第八項」を「第十二項」に改める。

第六條第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第二項中「第七項」を「第十一項」に、「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第七條中「認定事業者が」の下に「地域森林計画の対象となつてゐる民有林（保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）において」を加へ、「適用しない」を「適用せず、同条第二項中「森林所有者等」とあるのは「木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）第四条第一項の認定を受けた同項に規定する森林所有者等」と、「前項の規定により提出された届出書」とあるのは「同法第五条第二項に規定する認定事業計画」と読み替へて、「同項の規定を適用する」に改める。

第八條 認定事業者が認定事業計画の対象となつてゐる森林であつて森林法第五條第二項第六号に規定する公益的機能別施業森林区域（次條第二項において「公益的機能別施業森林区域」という。）以外の区域内に存するものにつき同法第十一條第一項の規定による認定の請求をした同項に規定する森林経営計画（次條において「森林経営計画」という。）については、同法第十一條第五項第二号イ中「森林生産の保護及び森林生産力の増進」とあるのは、「木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号） 第四條第

第九条から第九条の三までを削る。
第三章を削る。

第十六条中「都道府県知事は」を「都道府県知事等は、その認定に係る」に改め、第二章中向条を第二十一条とし、第十五条を第二十条とし、第十二条から第十四条までを五条ずつ繰り上げる。

第十一條の前の見出しを削り、同条第一項中「第七項」の下に「並びに第二十六條第一項」を加へ、同条を第十六條とし、同条の前に見出しとして「(森林組合等の事業の利用の特例)」を付ける。

第十條第一項中「以下」の下に「この条において」を加え、「第三項」を。「第四項」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「による」の下に「變更の認定の請求をした」を加え、「の」の下に「變更の認定の請求をした」を加え、「の」を（前項に規定するもの）を（前項に規定するものを）に、「第十條第一項」を「第九條第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の下に次の一項を加える。

2 前項の規定による亦

森林経営計画（公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林を対象とするものに限る。）については、森林法第十二条第三項中「前二項」とあるのは「木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）第九条第一項」と、「変更が適當である」とあるのは「変更が適當である」と、同項第二号イ中「森林生産の保続及び森林生産力の増進」とあるのは「木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）第四条第一項に規定する木材安定供給確保事業による同法第二十一条の指定地域における森林の林業的利用の合理化」と読み

替えて、同項の規定を適用する。

第十条を第九条とし、同条の次に次の六条を加える。

(保安林における伐採の許可の特例)

第十条 認定事業者が保安林の区域内において認定事業計画に従つて立木の伐採をする場合には、森林法第三十四条第一項の許可があつたものとみなす。

(保安林における択伐の届出の特例)

第十一條 認定事業者が保安林の区域内において認定事業計画に従つて行う択伐による立木の伐採については、森林法第三十四条の二第二項の規定は適用せず、同条第五項中「第一項の規定により択伐の届出書を提出した者は、当該届出に係る立木を伐採した」とあるのは、「木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）第五条第二項に規定する認定事業者は、同項に規定する認定事業計画に従つて択伐による立木の伐採（人工植栽に係る森林の立木の伐採に限る。）をした」と読み替えて、同項の規定を適用する。

〔保安林における間伐の届出の特例〕

第十二条 認定事業者が保安林の区域内において認定事業計画に従つて間伐のための立木の伐採をする場合には、森林法第三十四条の三第一項の規定は、適用しない。

(開発行為の許可の特例)

第十三条 認定事業者が地域森林計画の対象となつてゐる民有林（保安林並びに保安施設地区の区域内及び海岸保全区域内の森林を除く。）において認定事業計画に従つて木材生産流通改善施設を整備するため開発行為をする場合には、森林法第十条の二第一項の許可があつたものとみなす。

例）（保安林における形質変更等行為の許可の特

第十四条 認定事業者が保安林の区域内において認定事業計画に従って作業路網等を整備す

るため形質変更等行為をする場合には、森林法第三十四条第二項の許可があつたものとみなす。

（林業・木材産業改善資金の償還期間の特例）

第十五条 林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）第二条第一項に規定する林業・木材産業改善資金であつて、認定事業者が認定事業計画に従つて木材生産流通改善施設を整備するのに必要なものの償還期間（据置期間を含む）は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

第二十七条を削る。

第二十八条中「第十六条」を「前条」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、第四章中同条を第二十二条とする。

第二十九条中「法人の代表者」を「法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人」に、「前二条」を「前条」に、「各本条」を「同条」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。
第二十九条を第二十三条とする。

第四章を第二章とする。

(国立研究開発法人森林総合研究所法の一部改正)

第五條 国立研究開発法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人森林研究・整備機構法
目次中「第五条」を「第六条」に、「第六
第十条」を「第七条」第十二条」に、「第十一
条」第十八条」を「第十三条」第二十一条」に、

「第二十七条第二号中「第二項」に、「第十一
及び」を「第二項並びに」に改め、同条第三
中「研究所」を「機構」に、「国立研究開
発法人森林総合研究所」と、旧機構法第十一
第三項を「国立研究開発法人森林研究・整備
機構」と、同項に、「国立研究開発法人森林
総合研究所法」を「国立研究開発法人森林研究
整備機構法」に改める。

附則第七條第一項中「研究所は、第十一
及び」を「機構は、第十三条第一項及び第二
並びに」に、「機構」を「旧機構」に改め、同
条第二項中「研究所」を「機構」に、「第二十
三条第二号」を「第二十七条第二号」に、「第
十一条」を「第二項」に、「及び」を「並びに」
に改め、同条第三項中「研究所」を「機構」
に、「国立研究開発法人森林総合研究所」を「国
立研究開発法人森林研究・整備機構」に改める。
附則第八條を削る。

附則第九條第一項中「研究所は、第十一
及び」を「機構は、第十三条第一項及び第二
並びに」に、「機構」を「旧機構」に改め、同
条第二項中「研究所」を「機構」に、「第二十
三条第二号」を「第二十七条第二号」に、「第
十一条」を「第二項」に、「及び」を「並びに」
に改め、同条第三項中「研究所」を「機構」
に、「国立研究開発法人森林総合研究所」を「国
立研究開発法人森林研究・整備機構」に改める。
附則第八條を削る。

「国立研究開発法人森林総合研究所法」を「国
立研究開発法人森林研究・整備機構法」に、「附
則第九條第一項」を「附則第八條第一項」に改
め、同条を附則第八條とする。

附則第十條第一項中「研究所」を「機構」に、
「第十一條」を「第十三条第一項及び第二項」に、
「第七條第一項及び第八條第一項」を「及び
第七條第一項」に改め、同条第二項中「研究所」
を「機構」に、「第二十三條第二号」を「第二
十七條第二号」に、「第十一條」を「第二項」に、
「及び附則第十條第一項」を「並びに附則第九
條第一項」に改め、同条を附則第九條とする。
附則第十一條第一項中「研究所は、第十一
及び」を「機構は、第十三条第一項及び第二
並びに」に、「機構」を「旧機構」に改め、同
条第二項中「研究所」を「機構」に、「第二十
三条第二号」を「第二十七条第二号」に、「第
十一条」を「第二項」に、「及び」を「並びに」
に改め、同条第三項中「研究所」を「機構」
に、「国立研究開発法人森林総合研究所」を「国
立研究開発法人森林研究・整備機構」に改める。
附則第八條を削る。

附則第十二條第一項中「研究所は、第十一
及び」を「機構は、第十三条第一項及び第二
並びに」に、「機構」を「旧機構」に改め、同
条第二項中「研究所」を「機構」に、「第二十
三条第二号」を「第二十七条第二号」に、「第
十一条」を「第二項」に、「及び」を「並びに」
に改め、同条第三項中「研究所」を「機構」
に、「国立研究開発法人森林総合研究所」を「国
立研究開発法人森林研究・整備機構」に改める。
附則第八條を削る。

「第二十三條第二号」を「第二十七條第二号」に、
「第十一條」を「第二項」に、「及び附則第十二
條第一項」を「並びに附則第十一條第一項」に
改め、同条第三項中「研究所」を「機構」に改
め、同条を附則第十一條とし、同条の次に次の
一條を加える。

(区分経理)

第十二條 機構は、附則第六條第一項及び第七
條第一項に規定する業務、附則第八條第一項
に規定する業務（旧機構法第十一條第一項第
七号の二の事業及びこれに附帯する事業に係る
ものを除く。）並びに附則第九條第一項及び第
十條第一項並びに前条第一項に規定する業務
に係る経理については、その他の経理と区分
し、特別の勘定（次条において「特定地域整
備等勘定」という。）を設けて整理しなければ
ならない。

2

機構は、附則第八條第一項に規定する業務
（旧機構法第十一條第一項第七号の二の事業及
びこれに附帯する事業に係るものに限る。）に
係る経理については、第十三條第一項第四号
に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る
経理として整理しなければならない。

附則第十三條及び第十四條を削る。

附則第十五條の見出し中「及び水源林勘定」
を削り、同条第一項中「研究所は、前条第一号」
を「機構は、前条第一項」に改め、「又は同条
第二号に規定する業務」を削り、「ときは、そ
れぞれ」ときは「に改め、又は水源林勘定」
を削り、「それぞれの」を「その」に改め、
同条第二項中「研究所」を「機構」に改め、「又
は水源林勘定」を削り、「それぞれの」を「そ
の」に改め、同条を附則第十三條とする。

附則第十六條中「研究所」を「機構」に、「承
継業務」を「附則第六條第一項、第八條第一
項及び第十條第一項に規定する業務」に改め、
（平成十六年法律第百二十三号）を削り、同条
を附則第十四條とする。

附則第十七條中「研究所」を「機構」に改め、
同条を附則第十四條とする。

同条第一号中「第九條第三項」を「第八條第三
項」に改め、同条第二号中「附則第十一條第三
項」を「附則第十條第三項」に改め、同条を附
則第十五條とし、附則第十八條を附則第十六條
とする。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、平成二十九年四月一日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

一 次条から附則第四條まで及び附則第十五條
の規定 公布の日（次号において「公布日」
という。）

二 附則第二十八條の規定 民法の一部を改正
する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関
する法律（平成二十八年法律第 号）の
公布の日又は公布日のいずれか遅い日
（森林法の一部改正に伴う経過措置）

第二條 都道府県知事は、平成二十八年十二月三
十一日までに、第一條の規定による改正後の森
林法（以下「新森林法」という。）第五條の規定
の例により、この法律の公布の際現に第一條の
規定による改正前の森林法（以下「旧森林法」
という。）第五條の規定によりたてられている地
域森林計画（平成二十四年四月一日をその計画
期間の始期とするものを除く。）を変更しなけれ
ばならない。この場合において、当該地域森林
計画の変更は、平成二十九年四月一日にその効
力を生ずるものとする。

2 都道府県知事は、平成二十九年四月一日をそ
の計画期間の始期とする地域森林計画をたてる
場合には、旧森林法第五條の規定にかかわらず、
新森林法第五條の規定の例によるものとする。

3 前二項の規定により変更され、又はたてられ
た地域森林計画は、新森林法第五條の規定によ
り変更され、又はたてられた地域森林計画とみ
なす。

第三條 森林管理局長は、平成二十八年十二月三
十一日までに、新森林法第七條の二の規定の例

により、この法律の公布の際現に旧森林法第七
条の二の規定によりたてられている森林計画
(平成二十四年四月一日をその計画期間の始期
とするものを除く。)を変更しなければならな
い。この場合において、当該森林計画の変更は、
平成二十九年四月一日にその効力を生ずるも
とする。

2 森林管理局長は、平成二十九年四月一日をそ
の計画期間の始期とする森林計画をたてる場合
には、旧森林法第七條の二の規定にかかわらず、
新森林法第七條の二の規定の例によるものとす
る。

3 前二項の規定により変更され、又はたてられ
た森林計画は、新森林法第七條の二の規定によ
り変更され、又はたてられた森林計画とみなす。

第四條 市町村は、平成二十九年三月三十一日ま
でに、新森林法第十條の五の規定の例により、
この法律の公布の際現に旧森林法第十條の五の
規定によりたてられている市町村森林整備計画
(平成二十四年四月一日をその計画期間の始期
とするものを除く。)を変更しなければならな
い。この場合において、当該市町村森林整備計
画の変更は、平成二十九年四月一日にその効力
を生ずるものとする。

2 市町村は、平成二十九年四月一日をその計画
期間の始期とする市町村森林整備計画をたてる
場合には、旧森林法第十條の五の規定にかかわ
らず、新森林法第十條の五の規定の例によるも
のとする。

3 前二項の規定により変更され、又はたてられ
た市町村森林整備計画は、新森林法第十條の五
の規定により変更され、又はたてられた市町村
森林整備計画とみなす。

第五條 新森林法第十條の八第二項の規定は、こ
の法律の施行の日(以下「施行日」という。)以
後に同条第一項の規定により提出された届出書
に記載された伐採及び伐採後の造林に係る森林
の状況についての報告について適用する。

第六條 施行日前にされた旧森林法第十一條第五

項の認定に係る森林経営計画(その変更につき
森林法第十二條第三項において読み替えて準用
する旧森林法第十一條第五項の認定があつたと
きは、その変更後のもの)は、新森林法第十一
條第五項の認定に係る森林経営計画とみなす。

第七條 施行日から平成三十一年三月三十一日ま
での間は、新森林法第九十一條の四第一項中
「作成するものとする」とあるのは「作成する
ことができる」と、新森林法第九十一條の五
第一項及び第二項中「公表するものとする」と
あるのは「公表することができる」とする。
(森林組合法の一部改正に伴う経過措置)

第八條 第三條の規定による改正後の森林組合法
(以下「新森林組合法」という。)第十條第三項
の農林水産省令で定める軽微な事項に係る森林
組合法第十條第一項の信託規程の変更、新森林
組合法第十九條第三項(新森林組合法第九十九
條第一項において準用する場合を含む。)の農林水
産省令で定める軽微な事項に係る森林組合法第
十九條第一項(第三條の規定による改正前の森
林組合法(以下「旧森林組合法」という。)第九
十九條第一項において準用する場合を含む。)の共
済規程の変更又は新森林組合法第二十四條第三
項(新森林組合法第九十九條第一項において準用
する場合を含む。)の農林水産省令で定める軽微
な事項に係る森林組合法第二十四條第一項(旧
森林組合法第九十九條第一項において準用する場
合を含む。)の林地処分事業実施規程の変更(次
項において「信託規程等の変更」という。)につ
いて施行日前にされた旧森林組合法第十條第三
項又は第十九條第三項若しくは第二十四條第三
項(これらの規定を旧森林組合法第九十九條第一
項において準用する場合を含む。)の承認の申請
(次項において「承認申請」という。)であつて、
施行日において承認又は不承認の処分がされて
いないものは、施行日にそれぞれ新森林組合法
第十條第四項又は第十九條第四項若しくは第二
十四條第四項(これらの規定を新森林組合法第
百九十九條第一項において準用する場合を含む。次

項において同じ。)の規定によりされた届出とみ
なす。

2 施行日前にされた信託規程等の変更(承認申
請がされたものを除く。)は、新森林組合法第十
條第四項又は第十九條第四項若しくは第二十四
條第四項の規定の適用については、施行日にさ
れたものとみなす。

第九條 この法律の施行の際現に旧森林組合法第
二十五條の二第一項の規定により定められてい
る共同施業規程においては、施行日から平成三
十年三月三十一日までの間(当該期間内に当該
共同施業規程が変更された場合には、変更され
るまでの間)は、新森林組合法第二十五條の二
第二項第三号の規定にかかわらず、同号に掲げ
る事項を定めないのである。

第十條 この法律の施行の際現に旧森林組合法第
二十六條第一項の事業(以下この条において「森
林経営事業」という。)を行っている森林組合法
第九條第三項に規定する出資組合(次項におい
て「出資組合」という。)は、施行日から平成三
十年三月三十一日までの間(当該出資組合が当
該期間内に新森林組合法第二十六條の三第一項
の承認の申請をした場合において、当該期間を
経過したときは、当該申請について承認又は不
承認の処分があるまでの間)は、新森林組合法
第二十六條の三第一項の承認を受けないで、引
き続き森林経営事業を行うことができる。

2 前項の規定により新森林組合法第二十六條の
三第一項の承認を受けないで引き続き森林経営
事業を行う出資組合(前項に規定する期間内に
当該承認の申請をしたものを除く。)は、平成三
十年三月三十一日までに、当該承認の申請をし
なければならない。

(木材の安定供給の確保に関する特別措置法の
一部改正に伴う経過措置)

第十一條 施行日前にされた第四條の規定による
改正前の木材の安定供給の確保に関する特別措
置法(以下この条及び次条において「旧木材安
定供給特措法」という。)第四條第一項の認定に

係る事業計画(その変更につき旧木材安定供給
特措法第五條第一項の認定があつたときは、そ
の変更後のもの)は、第四條の規定による改正
後の木材の安定供給の確保に関する特別措置法
(次条において「新木材安定供給特措法」とい
う。)第四條第一項の認定に係る事業計画とみな
す。

第十二條 新木材安定供給特措法第七條の規定
は、施行日以後に新木材安定供給特措法第四條
第一項の認定を受けた者について適用し、施行
日前に旧木材安定供給特措法第四條第一項の認
定を受けた者については、なお従前の例による。
(国立研究開発法人森林総合研究所法の一部改
正に伴う経過措置)

第十三條 第五條の規定による改正前の国立研究
開発法人森林総合研究所法(以下この条におい
て「森林総合研究所法」という。)第十五條第一
項(森林総合研究所法附則第八條第二項、第九
條第二項及び第十一條第二項の規定により読み
替えて適用する場合を含む。)又は第二項の規定
により国立研究開発法人森林総合研究所が発行
した次の各号に掲げる業務に係る森林総合研究
所債券は、第五條の規定による改正後の国立研
究開発法人森林研究・整備機構法(以下この条
において「森林機構法」という。)第十八條第一
項(森林機構法附則第八條第二項及び第十條第
二項の規定により読み替えて適用する場合を含
む。)又は第二項の規定により国立研究開発法人
森林研究・整備機構が発行した当該各号に定め
る業務に係る森林研究・整備機構債券とみな
す。

一 森林総合研究所法第十一條第二項に規定す
る業務 森林機構法第十三條第二項に規定す
る業務

二 森林総合研究所法附則第八條第一項、第九
條第一項又は第十一條第一項の規定により
国立研究開発法人森林総合研究所が行う業
務 森林機構法第十三條第一項第四号に掲げ
る業務及びこれに附帯する業務又は森林機構

法附則第八條第一項若しくは第十條第一項の規定により国立研究開発法人森林研究・整備機構が行う業務

(罰則に関する経過措置)

第十四条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第十六条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるも

のとする。

(森林保険法の一部改正)

第十七条 森林保険法(昭和十二年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「国立研究開発法人森林総合研究所(以下「研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構(以下「機構」に改める。

第五条、第六条第一項及び第三項、第七条から第九条まで、第十二条、第十六条並びに第十九条中「研究所」を「機構」に改める。

附則を次のように改める。

この法律の施行期日は、勅令で定める。

(船員保険法の一部改正)

第十八条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一国立研究開発法人森林総合研究所の項を次のように改める。

国立研究開発法人森林研究・整備機構

国立研究開発法人森林研究・整備機構法(平成十一年法律第九十八号)

(森林病虫害等防除法及び地方交付税法の一部改正)

第十九条 次に掲げる法律の規定中「第九条第二号」を「第十条第二号」に改める。

一 森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号) 第七條の七

二 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号) 第十二條第三項の表第三十三号

(自衛隊法の一部改正)

第二十条 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二百一十五條の十第一項中「手続に従い」を「ところにより」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第二十一条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百一十八号)の一部を次のように改正する。

第二百一十四條の三中「国立研究開発法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に改める。

別表第二国立研究開発法人森林総合研究所の項を次のように改める。

国立研究開発法人森林研究・整備機構

国立研究開発法人森林研究・整備機構法(平成十一年法律第九十八号)

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の一部改正)

第二十二條 次に掲げる法律の規定中「国立研究開発法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に改める。

人森林研究・整備機構」に改める。

一 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五百三十三号) 第九十六條第三項

二 林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号) 第三十一條第一項

三 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成二十年法律第三十二号) 第十四條第三項

四 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率性の推進等に関する法律(平成二十年法律第六十三号) 別表第一第二十七号

(林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法及び森林の保健機能の増進に関する特別措置法の一部改正)

第二十三条 次に掲げる法律の規定中「第五条第二項第四号の三」を「第五条第二項第六号」に改める。

一 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号) 第五条第二項

二 森林の保健機能の増進に関する特別措置法(平成元年法律第七十一号) 第六條第一項

(独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第二十四条 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律(平成十八年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第四條第三項中「国立研究開発法人森林総合研究所」を「森林法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第 号) 第五條の規定による改正前の国立研究開発法人森林総合研究所」に改める。

附則第六條中「(国立研究開発法人森林総合研究所)の下に「若しくは国立研究開発法人森林研究・整備機構」を加える。

附則第七條の見出し中「緑資源債券等」を「緑資源債券」に改め、同条中「及び旧機構法附則

研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に改める。

(独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十五条 独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律(平成十九年法律第八号)の一部を次のように改正する。

附則第八條第二項中「引き続き森林総合研究所」を「引き続き旧森林総合研究所(森林法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第 号) 第五條の規定による改正前の国立研究開発法人森林総合研究所法(平成十一年法律第九十八号) 第二条の国立研究開発法人森林総合研究所及び国立研究開発法人森林研究・整備機構を含む。以下この項において同じ。に、「及び森林総合研究所」を「及び旧森林総合研究所」に改め、同項ただし書中「森林総合研究所」を「旧森林総合研究所」に改める。

(独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律の一部改正)

第二十六条 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律(平成二十年法律第八号)の一部を次のように改正する。

附則第六條中「(国立研究開発法人森林総合研究所)の下に「若しくは国立研究開発法人森林研究・整備機構」を加える。

附則第七條の見出し中「緑資源債券等」を「緑資源債券」に改め、同条中「及び旧機構法附則

第十條の規定による廃止前の緑資源公団法（昭和三十一年法律第八十五号）第三十三條第一項の規定により緑資源公団が発行した緑資源債券は、国立研究開発法人森林総合研究所法を、国立研究開発法人森林研究・整備機構法に、「第十五條第二項」を「第十八條第二項」に改め、「まで」の下に「及び第七項並びに第二十条」を加え、「同條第一項」を「同法第十八條第一項」に、「森林総合研究所債券」を「森林研究・整備機構債券」に改める。
（森林国営保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十七條 森林国営保険法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二條第一項中「国立研究開発法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に改める。

附則第五條第三項中「引き続き研究所」の下に「（森林法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第 号）第五條の規定による改正前の国立研究開発法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）第二條の国立研究開発法人森林総合研究所及び国立研究開発法人森林研究・整備機構を含む。以下この項において同じ。）を加える。

附則第九條中「国立研究開発法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に改める。

附則第十條中「国立研究開発法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構法」に改める。

（民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第二十八條 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二百六十條のうち森林組合法第四十七條第二項の改正規定を次のように改める。

第四十七條第三項中「同項第一号」を「同項各号」に改める。
第二百六十一條中「行われた」を削り、「森林組合又は森林組合連合会との利益相反行為」を「なつた者の利益相反取引」に、「第四十七條第二項」を「第四十七條第三項」に改める。

平成二十八年五月三十日印刷

平成二十八年五月三十一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

P